

小平市行財政再構築プラン

平成19年3月

小平市

小平市行財政再構築プランの策定にあたって

小平市では、平成9年度以降、小平市行財政改革大綱に基づき行財政改革の取組を推進してきました。この結果、平成9年度から平成17年度までの9年間で約40億5千万円の財政効果を生み出してきたほか、職員数も目標を上回る削減を実施し、現在の人口あたり職員数は多摩26市の中でも最少となるなど、コスト面等で一定の成果をあげてきたと言えます。

しかしながら、近年、多様化する市民ニーズに応える公共サービスの供給は行政だけでは十分な対応が難しくなるなど、市政を取り巻く環境は大きく変化しています。すでに、公共サービスは、個人の市民はもとより、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者なども含めた多様な主体によって担われており、これからは、こうした多様な主体とより連携を深めていかなければ、多様できめ細かなサービスを求める市民の期待に応えることはできません。

また、地方分権改革により、市町村にはこれまで以上に自ら政策を立案、実施し、説明を行っていくことが求められています。少子高齢化が進展するなかで小平の魅力や活力を高めていくためにも、市民の目線からより質の高いサービスがより効率的に提供できるよう、行財政の仕組みを見直し、再構築していかなければなりません。

平成18年度からは、今後10年間の市における行政運営の内容を明らかにした第三次長期総合計画がスタートしましたが、こうした視点からの行財政の再構築なくしては、この計画が掲げる将来都市像「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」を実現することは困難です。

そのため、平成18年度に、小平市の行財政の再構築に向けて、学識経験者、民間事業者、公募市民等により構成される「小平市行財政再構築方針検討委員会」を設置し、行財政再構築の方針について検討を行っていただき、検討結果の報告を受けました。

この「行財政再構築プラン」は、この報告を最大限尊重して策定したもので、今後の市政運営の方向付けを行う重要な役割を持つものと考えています。今後は、このプランに定める「地域協働の推進」、「情報の共有と双方向のコミュニケーション」、「PDCAサイクルの構築」、「財政基盤の強化」、「執行体制の再構築」の5つの方針に基づき、全職員一丸となって行財政の再構築に取り組んでいきます。プランの実施や実現を図るため、市民の皆様のご理解やご協力をよろしくお願いいたします。

平成19年3月

小平市長 小林 正則

小平市行財政再構築プランの位置付け・対象期間

(1) 行財政再構築プランの位置付け

行財政再構築プランは、平成 18 年度にスタートした第三次長期総合計画・前期基本計画において改革に必要な取組の一つとして位置付けられている計画で、中長期的な市の行政運営のあり方・考え方や必要な方策の道筋を定めた「行財政再構築方針」と方針を踏まえた具体的取組を示した「改革推進プログラム」から構成されます。

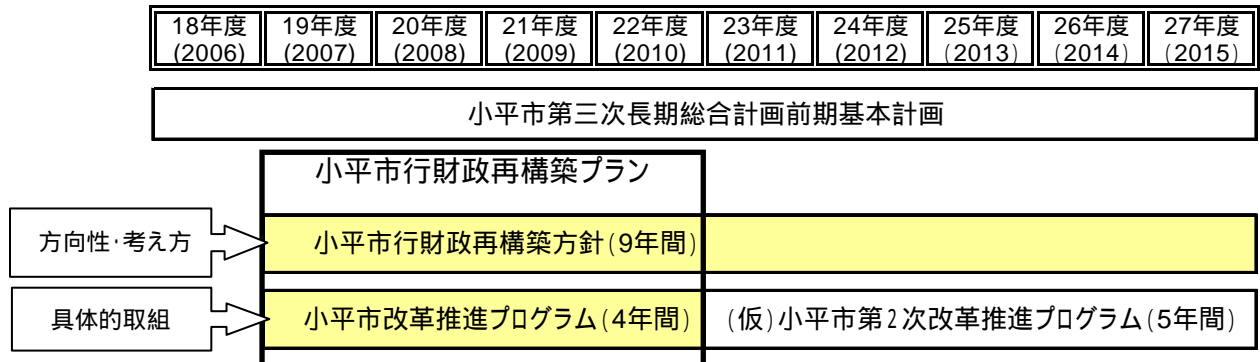
なお、「行財政再構築方針」は、平成 18 年 5 月に市が設置した「小平市行財政再構築方針検討委員会」における検討結果を踏まえて策定したものです。

(2) 行財政再構築プランの対象期間

行財政再構築プランは、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間を対象期間とします。

なお、行財政再構築方針は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間を対象期間とします。

< 小平市行財政再構築プランの位置付け >



第1部 小平市行財政再構築方針

第1章 基本的考え方

1 「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」の実現に向けて	2
2 これまでの取組結果	2
(1) これまでの行財政改革の取組	2
(2) 行財政改革推進計画における実施項目の達成状況	3
(3) 市民サービス向上の取組と成果について	4
(4) 財政効果	4
(5) 数値目標と達成状況	5
3 行財政再構築が求められる背景	7
(1) 財政健全化の要請	7
(2) 分権型社会にふさわしい都市づくりの要請	8
(3) 公共サービスのニーズと担い手の多様化	8
4 行財政再構築の基本的な視点	9
(1) 「新しい公共空間」の形成	9
(2) 「市民本位」の市政の実現	10
(3) 「自立性」の高い市政の実現	10
5 行財政再構築の方向性	13
6 行財政再構築の方針	14

第2章 方針の内容

1 地域協働の推進	16
(1) 地域協働の基盤づくり	17
(2) 地域協働の仕組みづくり	18
(3) 評価の仕組みづくり	18
2 情報の共有と双方向のコミュニケーション	19
(1) 分かりやすい情報の提供	20
(2) 課題提起型広報の実施	20
(3) 双方向のコミュニケーション	20
3 P D C Aサイクルの構築	22
(1) 目標管理体制の構築	23
(2) 評価体制の構築	23
(3) 事務事業の見直し	24
4 財政基盤の強化	25
(1) 計画的な財政運営	26
(2) 自主財源の確保	26
(3) 歳出削減策の実施	27
(4) 公会計のあり方を見直し	28
(5) 契約制度の見直し	28
(6) 土地開発公社の経営改善	28
(7) 外郭団体等の経営改善	28
5 執行体制の再構築	29
(1) 人事給与制度の見直し	30

(2)	組織体制の見直し	30
(3)	公共施設のマネジメント	31
(4)	行政サービスの提供主体の見直し	32
(5)	電子市役所の推進	32
(6)	広域連携の推進	33

第 2 部 小平市改革推進プログラム

第 1 章 策定の趣旨と推進体制

1	策定の趣旨	36
(1)	策定の趣旨	36
(2)	計画期間	36
2	推進体制	37

第 2 章 取組の内容

1	地域協働の推進	43
(1)	地域協働の基盤づくり	43
(2)	地域協働の仕組みづくり	47
(3)	評価の仕組みづくり	52
2	情報の共有と双方向のコミュニケーション	54
(1)	分かりやすい情報の提供	54
(2)	課題提起型広報の実施	58
(3)	双方向のコミュニケーション	59
3	P D C A サイクルの構築	60

(1)	目標管理体制の構築	60
(2)	評価体制の構築	61
(3)	事務事業の見直し	64
4	財政基盤の強化	67
(1)	計画的な財政運営	67
(2)	自主財源の確保	69
(3)	歳出削減策の実施	75
(4)	公会計のあり方の見直し	78
(5)	契約制度の見直し	79
(6)	土地開発公社の経営改善	80
(7)	外郭団体等の経営改善	81
5	執行体制の再構築	83
(1)	人事給与制度の見直し	83
(2)	組織体制の見直し	85
(3)	公共施設のマネジメント	87
(4)	行政サービス提供主体の見直し	90
(5)	電子市役所の推進	93
(6)	広域連携の推進	97

附属資料

1	小平市行財政再構築プラン策定までの検討経過	100
2	小平市行財政再構築方針検討委員会設置要綱	102
3	小平市行財政再構築方針検討委員会委員名簿	103

第 1 部

小平市行財政再構築方針

第1章 基本的考え方

1 「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」の実現に向けて

平成18年度から、今後15年間の市における施策を明らかにした第三次長期総合計画がスタートしました。この第三次長期総合計画の基本構想には小平市の目標とする将来都市像「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」が掲げられています。この将来都市像の実現のためには、私たち一人ひとりの地域でのちからとしての「地域力」、地域経済や社会システムのちからとしての「民活力」、全体を調整しまとめる行政のちからとしての「行政力」の3つの力が必要とされていますが、行財政運営の仕組みについても、こうした視点から再構築していくことが必要となっています。

2 これまでの取組結果

小平市では、平成8年12月に策定した小平市行財政改革大綱及び具体的な実施計画である第1次から第3次までの「行財政改革推進計画」に基づき、効果的かつ効率的な市政運営を目指して行財政改革を進めてきました。

これらの取組により、事業費や定員の削減など一定の成果をあげてきましたが、財政指標については目標との乖離が大きくなるなど、今後の課題も残されています。

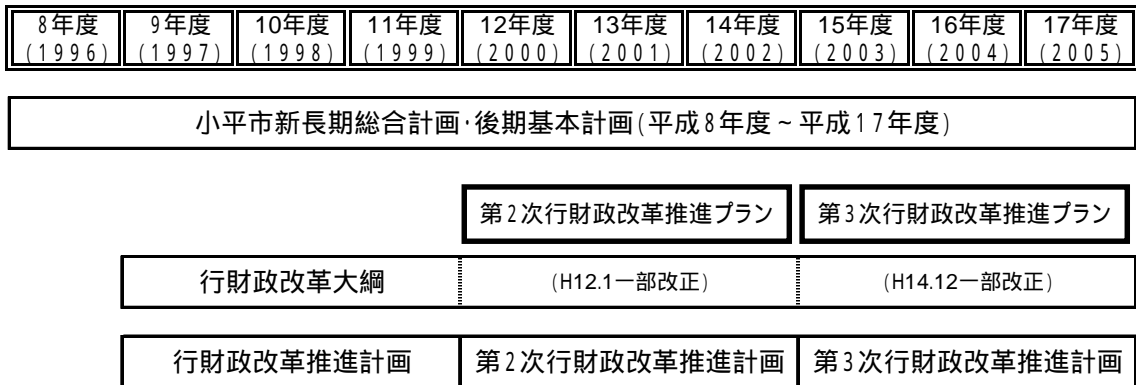
(1) これまでの行財政改革の取組

小平市では、「新長期総合計画・後期基本計画」(平成8年3月策定)に掲げる10年の市政の基本目標「高品質なまち」の創造の実現に向けて、効果的かつ効率的な市政運営を進めるため、平成8年12月に小平市行財政改革大綱(以下「大綱」という。)を策定しました。

大綱では、行財政改革の目指す方向を「市民にとってわかりやすく便利な市政」、「市民とともに創る市政」、「市民の税金をより活かして使う市政」と定め、改革の内容として、新たな行政需要に対応するための施策の見直し、適正規模の組織体制の確立、職務に応じた人事制度と人材育成策の充実、健全な財政運営の確立、行政、市民及び企業の三者の関係の再構築、の5つの分野を掲げました。

この大綱に基づき、行財政改革の具体的方策と実施時期等を明示した行財政改革推進計画(以下「推進計画」という。)を策定し、取組を進めてきました。

<これまでの行財政改革の体系（平成8年度～17年度）>



(2) 行財政改革推進計画における実施項目の達成状況

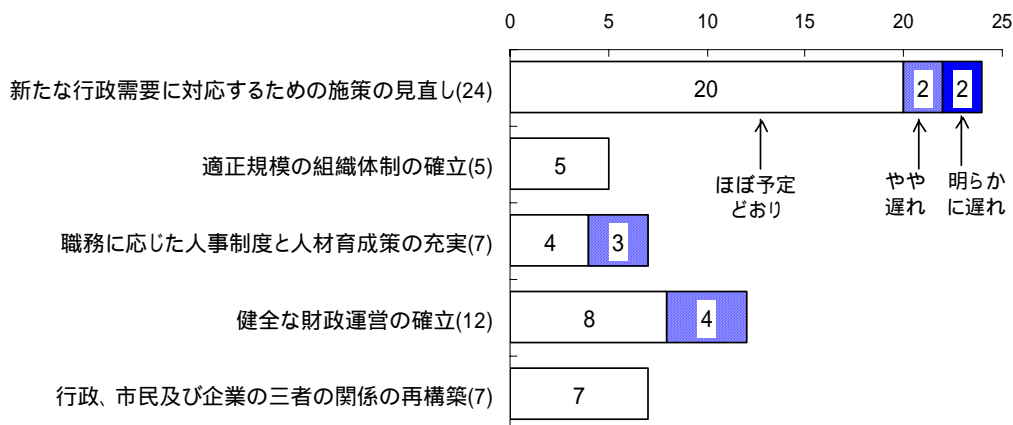
第1次及び第2次行財政改革推進計画の実施項目の達成状況

推進計画で掲げた実施項目の達成状況は、第1次行財政改革推進計画では、76項目のうち66項目(87%)を実施、9項目(12%)を一部実施し、1項目が実施困難(1%)となりました。第2次行財政改革推進計画では、60項目のうち56項目(93%)を予定どおり実施し、予定どおりの実施とならなかった4項目は、次期計画の実施項目として引き継ぎました。

第3次行財政改革推進計画の実施項目の達成状況

第3次行財政改革推進計画については、平成15～17年度における3ヵ年計画の取組が終了した平成18年3月末現在、55項目のうち44項目(80%)について予定どおり目標を達成し、やや遅れている項目は9項目、明らかに遅れている項目は2項目でした。なお、平成18年度においては、目標未達成の項目や継続した取組を必要とする項目について、さらに1年間のフォローアップ¹を行いました。

<第3次行財政改革推進計画の実施項目の達成状況（平成18年3月末）>



¹ 行政評価の実施、ホームページの充実、定員の適正管理、外郭団体等への指導・要請、市民参加の推進など、第三次行財政改革推進計画の全55の実施項目のうち26項目について、さらに1年間の取組を行いました

(3) 市民サービス向上の取組と成果について

また、第3次行財政改革推進計画では、行財政改革の成果を「量」の抑制のみに求めるのではなく、より高い「質」を追求し、新たな行政需要や社会経済情勢の変化に柔軟に対応した取組を積極的に行っていくため、「質」の向上に向けた取組として、第3次行財政改革推進計画において新たに下表の実施項目等を追加し、取組を進めてきました。

< 「質」の向上に向けた取組項目の例と達成状況 >

項目	達成状況
休日窓口の開設の試行	平成16年度に、住民票の交付等の一部業務について、毎週土曜日午前中に窓口を試行開設しました。平成17年5月からは、土曜窓口の利用実績や利用者アンケートの結果等を踏まえ、取扱業務を拡大した上で本格実施しました。
窓口サービスアンケートの実施	平成13年度から、内容や対象窓口を順次見直しつつ、毎年度窓口利用者へのアンケート調査を実施し、平成16年度には対象を本庁全課の窓口に拡大しました。アンケート結果を受け、各課においてサービス向上の取組を進めました。
電子市役所の実現による市民サービスの向上	平成15年度にインターネットによる図書の予約サービスを開始し、平成16年度には電子申請・電子調達サービス(電子入札サービスを除く)を開始、平成17年度には電子入札サービスの実施を開始しました。

(4) 財政効果

第1次から第3次までの「行財政改革推進計画」に基づく9年間の取組により、約40億5千万円の財政効果がありました。

< 小平市における行財政改革の財政効果 >

(単位:百万円、平成9~17年度)

項目	第1次行財政改革推進計画			第2次行財政改革推進計画			第3次行財政改革推進計画			第1~3次合計
	9年度決算	10年度決算	11年度決算	12年度決算	13年度決算	14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度決算	
人件費等の削減	82	135	115	164	165	166	167	174	203	1,371
事務費等の削減	9	123	94	94	53	27	158	66	91	715
施策等の見直し	431	147	564	347	107	139	95	82	52	1,964
合計	522	405	773	605	325	332	420	322	346	4,050
各プラン削減額計	1,700			1,262			1,088			4,050

(5) 数値目標と達成状況

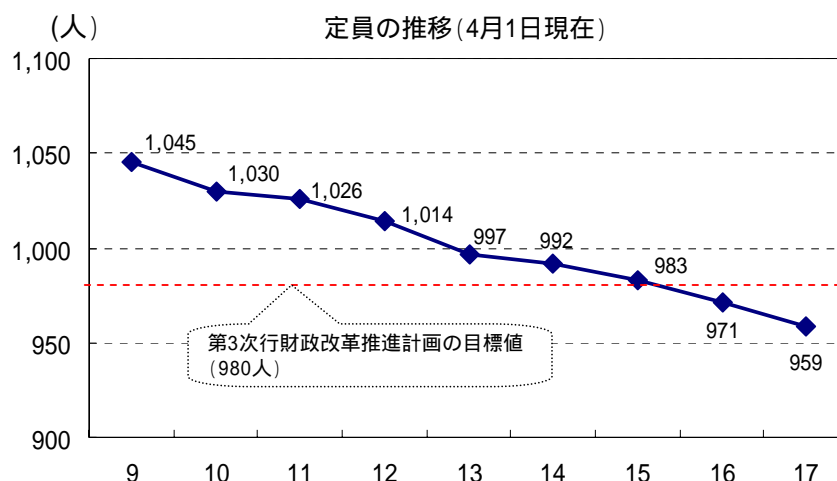
第3次行財政改革推進プランによる取組の結果、定員については目標を上回る削減を達成しましたが、財政指標については、公債費負担や扶助費の増加等により、平成17年度は、経常収支比率²が94.3%、起債制限比率³が10.0%となり、目標が達成できていない状況です。

< 数値目標と達成状況 >

項目	第2次行財政改革推進計画		項目	第3次行財政改革推進計画			
	目標値	14年度		目標値	15年度	16年度	17年度
定員	1000人 (H14.4.1現在)	992人 (H14.4.1)	定員	980人 (H17.4.1現在)	983人 (H15.4.1)	971人 (H16.4.1)	959人 (H17.4.1)
経常収支比率	93%以下 (14年度決算)	92.2% (14決算)	経常収支比率	85%以下 (17年度決算)	90.7% (15決算)	93.7% (16決算)	94.3% (17決算)
公債費比率	11%以下 (14年度決算)	10.7% (14決算)	起債制限比率	9.8%以下 (17年度決算)	9.8% (15決算)	10.1% (16決算)	10.0% (17決算)

「定員」とは、定数内で定める市に必要な職員数。欠員を含み、他団体への派遣者を除く。

定員の推移



< 定員の推移 >

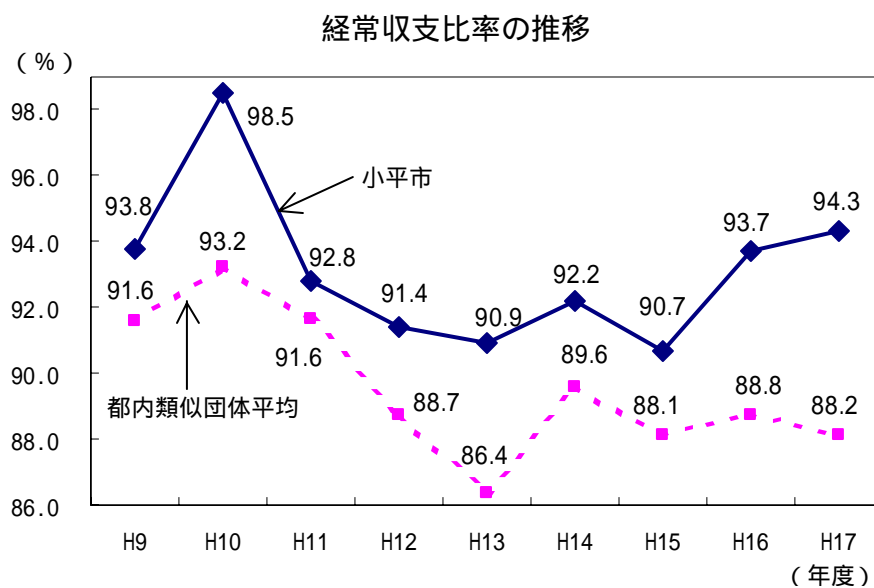
(単位:人)

項目	第1次行財政改革推進計画			第2次行財政改革推進計画			第3次行財政改革推進計画		
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
定員(4.1現在職員数)	1,045	1,030	1,026	1,014	997	992	983	971	959
対前年度増減数	11	15	4	12	17	5	9	12	12
累積増減数	11	26	30	42	59	64	73	85	97
平成8年度比(%)	1.0	2.5	2.8	4.0	5.6	6.1	6.9	8.1	9.2

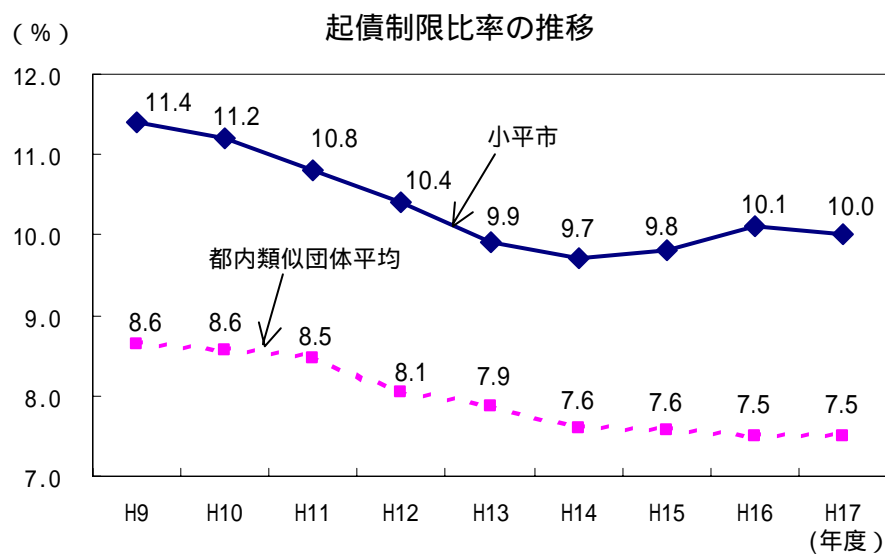
² 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。概ね70~80%の間に分布するのが望ましいとされている

³ 地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税が措置されるものを除く)に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額(基準財政需要額に算入された公債費を除く)に対する割合で過去3年間の平均値。平成17年度までは20%以上の場合、起債が制限されていた

経常収支比率の推移



起債制限比率の推移



都内類似団体は、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、東村山市、多摩市、西東京市（西東京市は、平成12年度以降。平成17年度から府中市は対象外）。

3 行財政再構築が求められる背景

小平市では、平成9年度から平成17年度までの間、小平市行財政改革大綱及び行財政改革推進計画に基づき、市民サービスの拡充や定員の適正化等に取り組み、一定の成果をあげてきましたが、この間、地方自治体を取り巻く社会経済状況は、地方分権改革、三位一体改革、少子高齢化など、大きく変化してきました。

人口減少社会に突入した一方、国と地方との借金は膨らみ続けており、国や自治体における財政再建は待ったなしの状況です。市の借金である市債も平成12年度以降400億円を超えて推移しており、下水道事業や土地開発公社分を含めると、平成17年度決算では680億円を超えています。また、三位一体改革によるマイナスの財源効果として、地方交付税の減額などの影響もあり、今後も税収の伸びが期待できない中では、現在30億円程度の財政調整基金の取り崩しや市債の発行に頼らざるを得ない状況です。

高齢化も着々と進んでおり、平成7年に11.2%であった小平市内の老年人口比率は平成18年には18.0%となり、平成27年には20.8%となる見込みです⁴。高齢者福祉等の社会福祉に要する費用も年々増加の一途をたどっており、これらの費用は今後も増加することが予想されます。

地方分権改革により、市は、最も身近な行政主体として、地域にふさわしいサービスを提供し、くらしの質を向上させていく中心的な役割を期待されていますが、税収の大幅な伸びが期待できない中で財政の硬直化が進む厳しい状況下において、こうした役割を担っていくことは容易なことではありません。小平市の活力を維持、向上させ、市民満足度の高いサービスを提供していくためには、行財政運営の仕組みを抜本的に見直し、以下の要請に対応できる体制へと再構築していく必要があります。

(1) 財政健全化の要請

地方分権改革や三位一体改革により、自治体には自立性の高い財政運営が求められているところですが、小平市における三位一体改革の影響は、地方交付税の減額等により、平成16年度からの3年間で約2億8千万円のマイナスと見込まれるなど、厳しい状況です。また、税収が伸び悩むなか、少子高齢化等により扶助費等の義務的支出が増加していることなどから、市財政の硬直化が進んでいると言えます。

今後も社会保障費のほか、更新時期を迎える公共施設の維持管理費や団塊の世代の大量退職に伴う退職金など、義務的経費の増大が見込まれます。こうした状況下において市民満足度の高いサービスを提供していくためには、行財政を再構築し、歳出の見直しを進めるとともに、行政外部の資源や能力を活かす市民参加、協働、アウトソ

⁴ いずれも1月1日現在

ーシング(外部委託等)⁵などの多様な手法により、貴重な財源を最大限有効に活用していく必要があります。

(2) 分権型社会にふさわしい都市づくりの要請

地方分権改革により、市町村の役割は従来のように国や都道府県の指揮監督の下で確実に事務処理を行うということから、自ら政策を立案、実施し、説明を行っていくことへと変化しています。都市づくりについても全国一様ではなく、それぞれの地域の個性を活かし、競い合い、都市の魅力を高めていくことが求められています。

市においても、市民がどのようなサービスを必要としているか、どのような都市づくりを望んでいるかなど、市民ニーズをしっかりと把握した上で、小平市の魅力やくらしの質を高めていくことが求められていると言えます。

今後、小平市においても高齢化がさらに進んでいくと予想されます。こうした中で、第三次長期総合計画が掲げる「緑と住みやすさを大切に」した「さらに自立し活力ある」都市の実現を図るためには、市民と共に力を合わせ、知恵を出し合いながら、市民の生活の舞台であるコミュニティ(地域社会)の活性化を図っていくとともに、こうした都市の実現に向けた戦略的な政策展開や成果指向の行財政運営を行っていく必要があります。

(3) 公共サービスのニーズと担い手の多様化

少子高齢化や核家族化の進展により、以前は家庭等で担っていた保育や介護などが公共に求められるようになるなど、公共サービスの範囲が広がっています。また、個人の市民はもとより、NPO⁶、ボランティア団体、自治会、民間事業者などが、特定の公共サービスを、真に必要としている人々に対してきめ細かく提供するようになるなど、公共サービスの提供主体も多様化してきています。

平成18年12月現在、小平市では36のNPOが保健・医療・福祉や子どもの育成等の分野で活動しています。活動内容にも広がりが出てきており、小平市においても公共サービスの担い手の多様化が進んできています。

このような動きも踏まえ、市には、個人の市民はもとより、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者など多様な主体とのパートナーシップ(連携)や役割分担により、公共サービスを効果的に提供する仕組みを整え、サービス全体の価値を高めていくことが求められています。

⁵ 外部委託等により、人材やサービスを外部から調達すること

⁶ 一般的には民間非営利団体(自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体)を指すが、ここでは特定非営利活動法人(平成10年に施行された特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき認証された法人)

4 行財政再構築の基本的な視点

市政や公共を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後は、以下の(1)、(2)、(3)の3つ視点を踏まえて、行財政の仕組みを再構築していきます。

今後の行政には、行政自ら公共サービスを提供するだけでなく、個人の市民はもとより、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者など多様な公共の担い手とのパートナーシップ(連携)により公共サービスを提供していく仕組みや、公共サービスの品質を担保する仕組みをつくる役割が求められています。したがって、今後、市は、公共サービスの政策的な舵取り役として、多様な公共の担い手の持つ資源や能力を活かしながら公共サービスの価値を高めるとともに、自らが担う公共サービスについても自治の起点は市民であるという認識を大前提として、明確なビジョンと戦略の下で、実施していきます。

こうした方向で行財政を再構築していくためには、何よりも職員の意識と行動の変革が必要です。今日、市民と行政とが対等な立場で協働して公共サービスを担う「新しい公共空間」の形成が問われており、職員には、こうした「新しい公共空間」の担い手としての意識や行動が求められています。

そのため、今後は、実務を通じて市民と関わり合う中や、目標管理、行政評価、人事考課等のマネジメントシステム(運営管理の仕組み)の中で、市民の目線からものをみることの必要性等について職員の「気づき」を促していきます。これにより、職員が市民に対する説明責任やコスト意識の必要性を認識し、主体的に新たな行政の役割や課題を発見し、対応を考えていくことへとつなげていきます。

こうした職員の意識や行動の変革は、以下の視点を踏まえて行政の役割やあり方を再構築していくための欠かせない要素であり、また、こうした視点により再構築された行政組織においては、職員のさらなる意識や行動の変革が生まれていくという相乗効果もあります。

(1) 「新しい公共空間」の形成

少子高齢化や核家族化の進展による公共サービスのニーズの拡大や、個人の市民はもとより、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者などの活躍による公共サービスの提供主体の多様化が進むなか、市民は自らが解決できない課題の解決のみを行政に委ねているという「補完性の原理⁷」が意識されるようになってきました。行政は、元々公共的なサービスを独占しているわけではなく、市民が自ら解決できることについては、行政が関与するべきではないと言われます。

したがって、今後は、市民と行政とが公共サービス価値の向上という使命を共有し、

⁷ 小さな単位でできることは大きな単位ではなく小さな単位にまかせ、小さな単位ではできなかつたり、できたとしても非効率的な事務事業のみをより大きな単位が行うべきであるという考え方

市民による解決ができるものは「市民によるサービス」として、市民による解決ができないものは「行政によるサービス」として、市民と行政とがパートナーシップ(連携)と役割分担により共に公共サービスを担う「新しい公共空間」の形成を図ります。そのため、地域協働⁸の推進を図るとともに、地域協働の前提となる市民との情報共有や双方向のコミュニケーションを積極的に進めていきます。

地域社会の運営は本来市民の役割であることから、地域が活性化していくことは、これまで行政が独占してきた公共の仕事を市民自らの手元に取り戻すべく、新たな自治を市民から行政に対し発信していくことにもなります。こうした市民の自治がしっかりと根付いていく過程では、公共の仕事に関わることから、地域自治の担い手も地域からの信頼と支持を得るための説明責任が求められてくると考えます。

(2) 「市民本位」の市政の実現

地方分権改革により、各地域が独自に政策を立案、実施できるようになり、行政は何をよりどころに政策を決定し、実施していくのかということが改めて問われています。そして、こうした流れの中で、自治の起点は市民であって、各地域にふさわしいサービスや受益と負担のあり方などは、そもそも市民が決めることであるということが強く意識されてきています。

したがって、今後は、市民が何を求めているかを適切に把握した上で、市民の参加のもと政策を決定、実施、見直していくことが求められます。そのため、企画立案段階のみではなく、実施、検証、評価、見直し等も含めた計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 見直し(Action)のPDCAサイクル⁹の全ての過程において、市民の声を取り入れる仕組みを検討していくとともに、市民にしっかりと説明を行い、市民の信頼と支持を得ることができる「市民本位」の市政を実現していきます。また、財政や執行体制についても、市民の目線から見直しを図っていきます。

(3) 「自立性」の高い市政の実現

地方分権改革では、従来の中央集権型社会から、地域自らの負担と選択により個々の地域にふさわしいサービスを提供していく分権型社会への転換を図ることが目的とされています。その中で、市は、最も身近な行政サービスの提供主体として、それぞれの地域にふさわしいサービスを提供し、地域全体のくらしの質を向上させていく中心的な役割を担うことを期待されています。

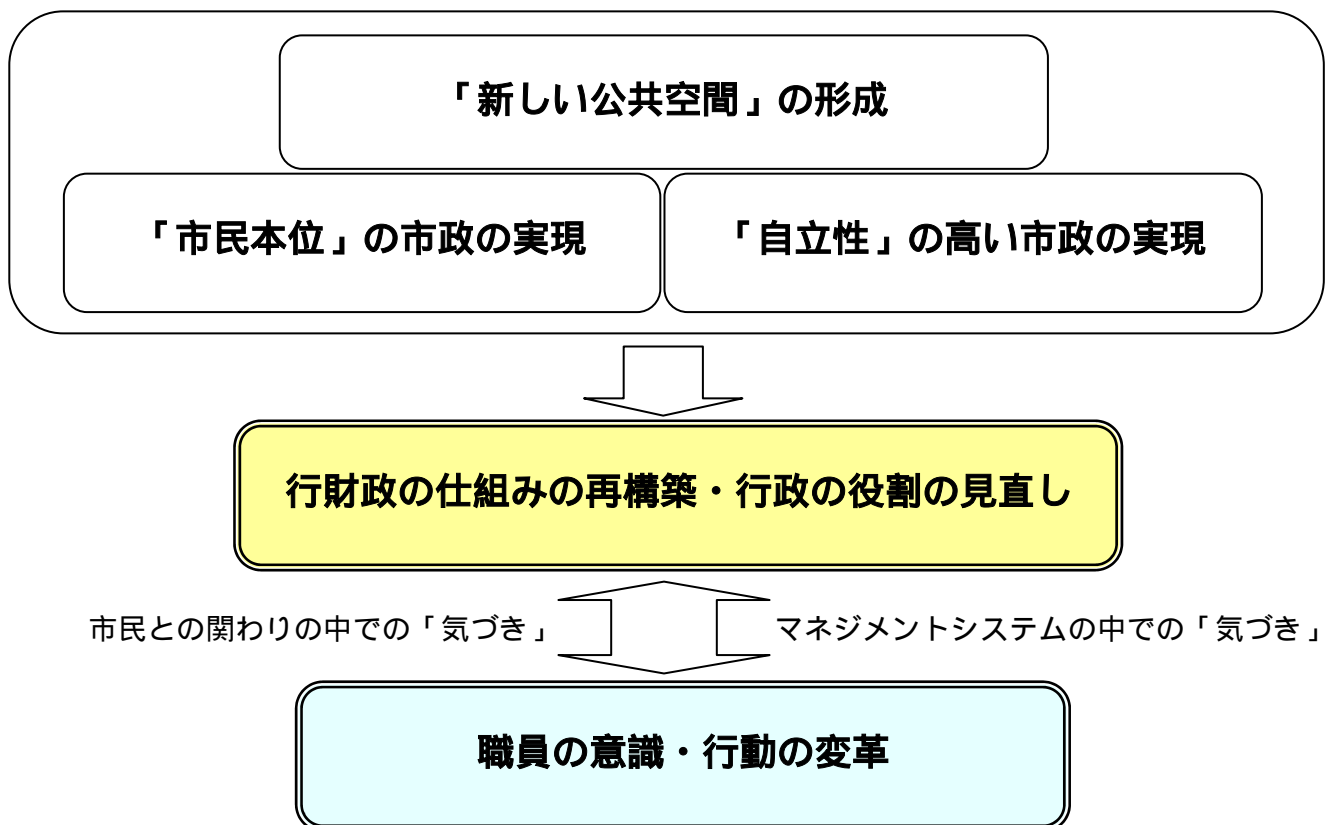
⁸ 一定の地域を前提として、そこに存在する市民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共的サービスの提供を協力して行う状態

⁹ 計画(Plan)を立て実施(Do)した結果を検証・評価(Check)し見直す(Action)仕組み。事業活動において業務を計画通りスムーズに進めるための管理サイクルの一つで、企画し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を再び企画段階に生かしていくというねらいがある

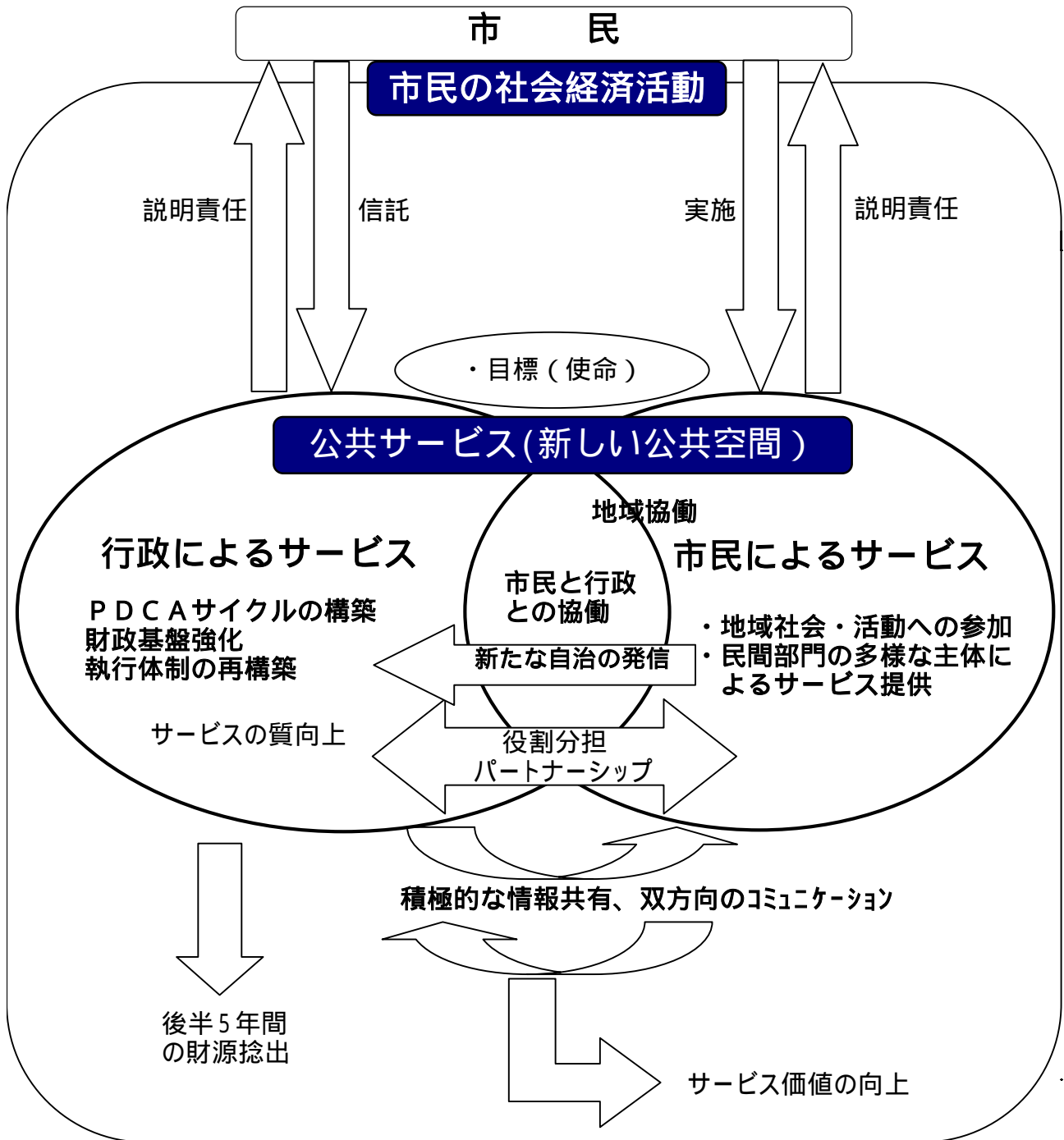
こうした役割を果たしていくため、今後は、硬直化している財政基盤を強化し、効果的かつ効率的なサービスの執行体制を構築するなど、「自立性」の高い行財政運営を行うとともに、自らの責任で政策を立案、実施、説明していく政策的にも自立した市政を実現していきます。

なお、第三次長期総合計画・前期基本計画では、平成18年度から22年度までの計画前半5年間の改革の取組により、平成23年度から27年度までの後半5年間の財源を捻出することとしているため、この行財政再構築プランに基づく取組を着実に実施するとともに、後半5年間における財政推計を行った上で、必要とされる財源を生み出すため、さらなる財政健全化の取組を進めていきます。

行財政再構築の基本的な視点



公共サービスのあり方（概念図）



この図は、今後の公共サービスとその担い手の関係等を示した概念図です

ここにおける「市民」とは、個人だけではなく、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者などの団体市民や企業市民も含むものとしています。したがって、「市民の社会経済活動」には、NPOやボランティア団体等による市民活動や民間事業者の活動等も含まれます

5 行財政再構築の方向性

行財政再構築の視点に基づき、次の3つの方向性を目指していきます。

方向性1：パートナーシップと役割分担による効果的なサービスの提供

市民と行政とが共に公共サービスを担う「新しい公共空間」の形成を目指すため、多様な主体と行政とがパートナーシップや役割分担により効果的にサービスを提供する体制を築きます。

方向性2：成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービス提供

「市民本位」で「自立性」の高い市政の実現に向け、漫然と事業を行うのではなく、どのような公共的価値(成果)をもたらすためにサービスを提供するのかを意識し、事業を見直し改善していくことのできるマネジメント(運営管理)の仕組みを構築します。

方向性3：市政を支える経営基盤の強化

市民により良いサービスを提供していくため、あらゆる資源を有効に活用し最大の効果をあげていく視点から、硬直化が進む市財政の基盤強化や執行体制の再構築など、市政を支える経営基盤の強化を図ります。

行財政再構築の視点と方向性

行財政再構築の視点

「新しい公共空間」の形成



方針の目指す方向性

パートナーシップと役割分担による効果的なサービスの提供

行財政再構築の視点

「市民本位」の市政の実現

「自立性」の高い市政の実現



方針の目指す方向性

成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービス提供

市政を支える経営基盤の強化

6 行財政再構築の方針

行財政再構築に向けた3つの方向性の実現に向け、次の5つの方針を定めます。

方針1：地域協働の推進

パートナーシップ（連携）と役割分担による効果的なサービスの提供を実現していくため、「地域協働」を推進し、市民と行政との協働を進めるとともに、多様な主体が連携しながら質の高い公共サービスを提供していくことができる体制を築いていきます。

方針2：情報の共有と双方向のコミュニケーション

パートナーシップ（連携）と役割分担による効果的なサービスの提供を実現するため、市民と行政との間での情報共有を進めるとともに、多様な手段によって双方向のコミュニケーションを図ることなどにより、市民が市政に参加するきっかけや、市民と行政との信頼関係を構築していきます。

方針3：PDCAサイクルの構築

成果指向のマネジメントシステム（運営管理の仕組み）による市民本位のサービス提供を実現するため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）の過程をたどるPDCAサイクルの構築により、市民の目線から事業の必要性を見直ししていくことのできる行財政運営の体制を構築していきます。

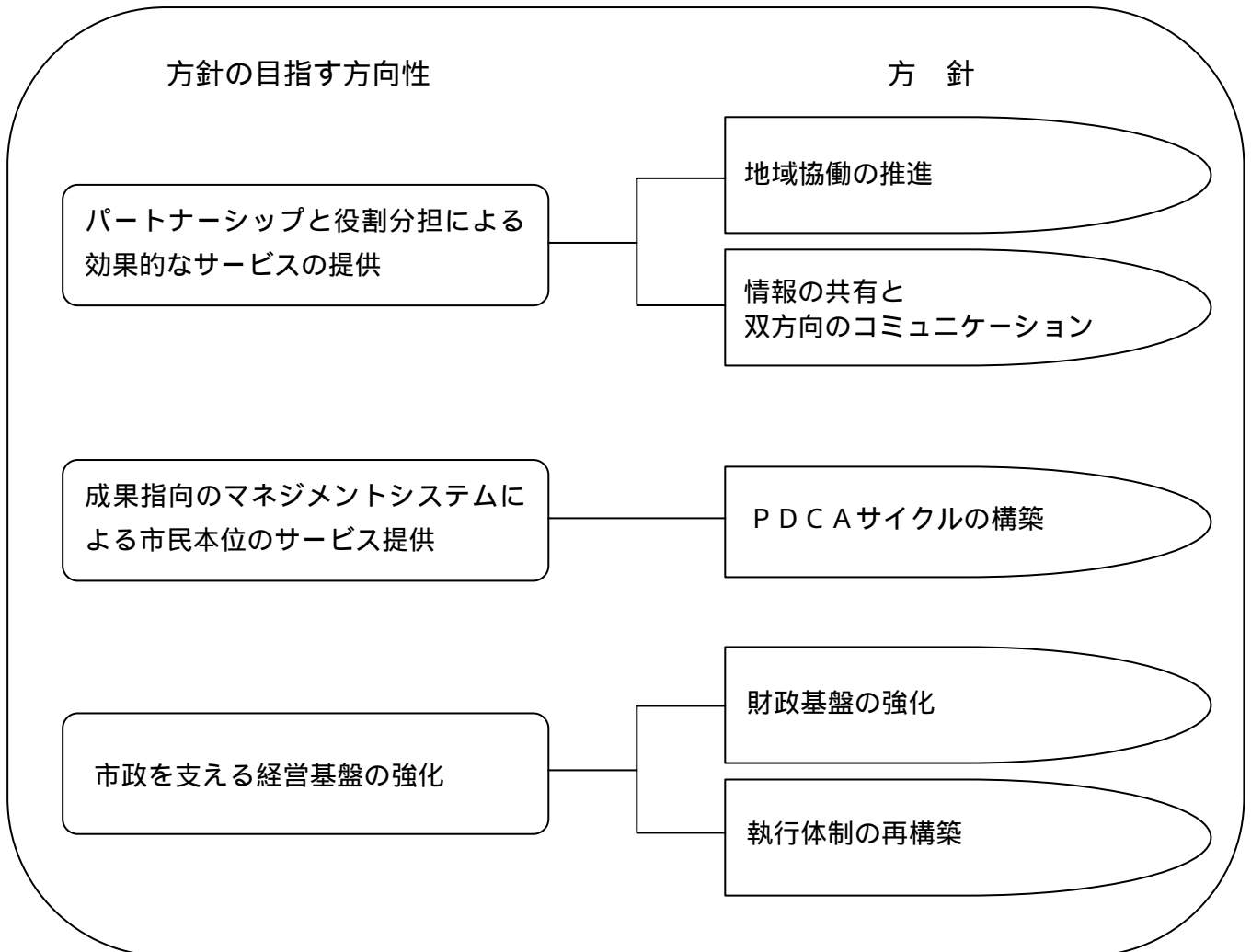
方針4：財政基盤の強化

限りある財源を有効に活用していくため、優先的に取り組む施策を明らかにした上で長期的な視野から公債費や基金等のあり方を考える計画的な財政運営を行うとともに、歳入を増やし歳出を減らす様々な取組により財政基盤を強化していきます。

方針5：執行体制の再構築

経営基盤の強化を図るためには、あらゆる資源を有効に活用していくことが求められることから、今後、公共施設、組織体制、人事給与制度など、サービスの提供体制を幅広い視点から見直し、市民満足度の高いサービスを少数精鋭の職員で効果的かつ効率的に行う執行体制へと再構築していきます。

方針の目指す方向性と方針



第2章 方針の内容

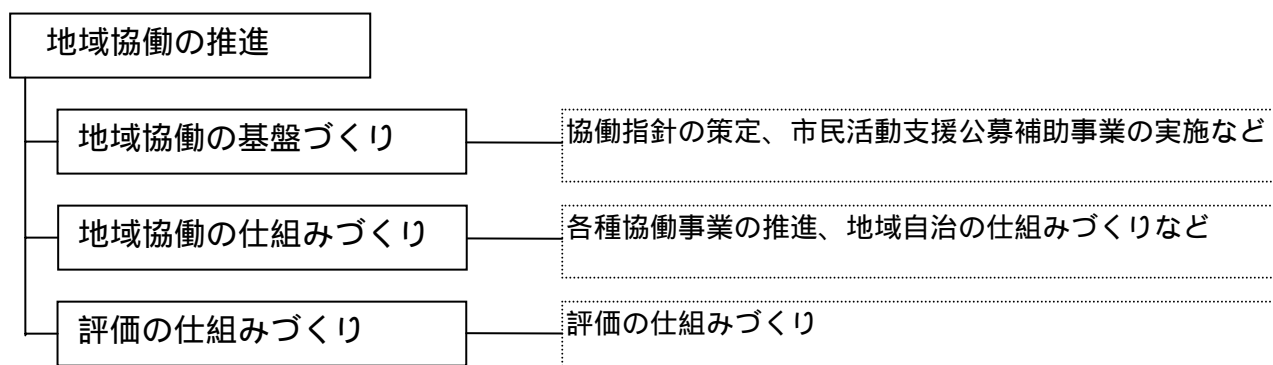
1 地域協働の推進

< 基本的考え方 >

公共に求められる多様化する市民ニーズに応え、地域全体の公共サービスの価値を高めていくためには、個人の市民はもとより、地域を支えるNPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者などの多様な主体と行政との連携と役割分担による公共サービスの提供体制を構築する必要があります。

こうした体制の実現に向け、地域協働を、協働に関する考え方の整理や市民活動団体等の支援を行うなど、はじめの第一歩としての「基盤づくり」、市民と行政との協働を推進するなどの具体的な「仕組みづくり」、市民と行政との協働事業等を改善につなげていくための「評価の仕組みづくり」の3段階に分け、各段階において必要とされる取組を推進していきます。

< 実施策の体系 >



(1) 地域協働の基盤づくり

地域全体の公共サービスの価値を高めていくためには、地域協働の基盤を固めた上で、多様な主体と行政との連携や多様な主体間の連携を推進していく必要があります。そのため、自治基本条例の制定や協働指針の策定等により、自治のあり方や市民と行政との協働の考え方などを整理するとともに、市民活動団体¹⁰の育成や活動拠点の提供等により市民活動団体等の支援を図っていきます。

< 取組事項 >

自治基本条例の制定

市民の会議が案を作成する形で自治基本条例の制定を進める中で、自治のあり方や市民と行政との関係等の整理を行い、地域協働の基盤を固めていきます。

協働指針の策定

市民と行政との協働を進めていくため、市民との協働の実施にあたっての考え方や進め方等について指針を策定し、協働に関する共通認識を構築していきます。

協働に関する総合窓口の設置

市民と行政との協働事業の企画や調整を行う協働に関する総合的な窓口を設置し、横断的な視点から協働を進めていきます。

市民活動団体や中間支援団体の育成

市民活動団体等が地域社会でしっかりとサービスを担っていくことができるよう、講座の開催等により市民活動団体等の公共サービスの担い手を育成していくとともに、共同事業の実施等により中間支援団体の育成を図っていきます。

市民活動の場所と場の提供

市民活動団体等の活動に際し、公共施設を活動拠点として提供するとともに、交流の場をつくることなどにより、市民活動を始めやすく、また、続けやすい環境を整えていきます。

市民活動支援公募補助事業等の実施

市民活動団体等が行う事業を公募の上で補助していく市民活動支援公募補助事業等を継続的に実施し、市民活動団体等の活躍の場を広げていきます。

市民参加意識向上策の実施

市民公募債の発行や寄付金制度など、市の事業に対する市民の関心を高めていく手法を幅広く検討していきます。

¹⁰ 市民が、自主的に、営利を目的とせず、社会のために活動する民間の組織・団体

(2) 地域協働の仕組みづくり

地域協働を具体的に進めていくため、市民と行政との協働事業や提案型の協働や民営化制度等の実施など、市民と行政との具体的な協働の仕組みづくりを進め、市民等の活躍の場を広げていきます。また、防災や防犯等の具体的な取組を通じて地域自治の推進を図るとともに、地域自治の仕組みについて幅広く検討を進めていきます。

< 取組事項 >

各種協働事業の推進

市民と協働で実施することにより効果の向上や質の高い公共サービスの提供が期待できる事業について、積極的に協働を進めていきます。

提案型の協働や民営化制度の実施

市が実施する事業のうち、協働が可能な事業や市民活動団体や民間事業者等により実施可能な事業を、実施不可能なものの理由とあわせて示した上で、協働や民営化等の提案を募集していく提案型の協働や民営化制度について、検討を進め実施を図っていきます。

アドプト制度¹¹の実施

市民が愛着をもって自ら地域を管理運営していく手法として、公園や道路等の身近な公共施設を市民等が管理するアドプト制度の実施を推進していきます。

地域自治の仕組みづくり

各地域の課題に効果的に対応していくためには地域の課題をそれぞれの地域が主体的に処理していくことができる仕組みが求められるため、防災や防犯等の特定の目的を持った市民活動と地縁組織のネットワーク化を図るなど、具体的な取組を通じて地域自治の推進を図っていきます。

また、こうした視点を踏まえ、地域自治区等も含めた地域自治の仕組みについて幅広く検討していきます。

(3) 評価の仕組みづくり

行政、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者などが公共サービスの提供者として説明責任を果たすとともに、より良いサービスの提供に向けて改善を図っていくためにも、協働事業等について評価を行い、結果をその後の活動に反映させていく仕組みを具体的な取組を通じて構築していきます。

¹¹ 道路や公園等の公共施設の一部の区域、空間を市民、市民活動団体、事業者等が責任をもって保守管理していく制度

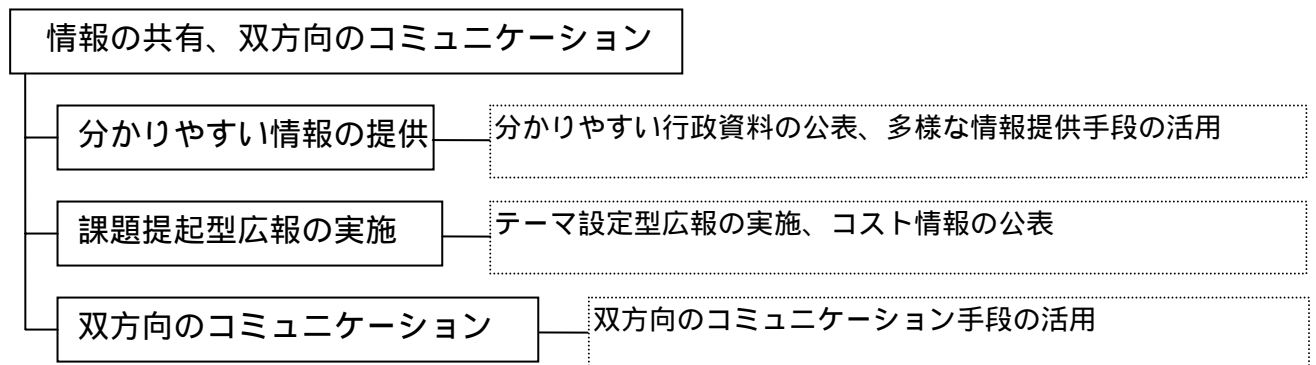
2 情報の共有と双方向のコミュニケーション

< 基本的考え方 >

パートナーシップ（連携）と役割分担による効果的なサービスの提供を実現するためには、まず、市民の市政への参加を促し、市民と行政との信頼関係を構築していく必要があります。また、政策の立案、選択、実施等には、市と市民とが知恵を出し合うとともに、政策に関して市民の理解、支持、協力を得ることが必要不可欠です。

そのため、結果をお知らせする広報のみではなく、市が抱える課題を積極的に提示していく課題提起型の広報の実施や、分かりやすい情報提供などにより、市民と行政との間での情報共有を進めるとともに、電子会議室なども含めた多様な手段により双方向のコミュニケーションを図っていきます。

< 実施策の体系 >



(1) 分かりやすい情報の提供

市民が知りたい情報を簡単に入手できるよう、分かりやすい情報の提供や、多様な情報提供手段の活用を進め、市民と行政との間で情報を共有していきます。

< 取組事項 >

分かりやすい行政資料の公表

行政資料の内容を見直し、視覚的にも分かりやすい形にして公表していくとともに、横断的な視点からより分かりやすく行政資料を作成、公表していきます。また、財政白書や他市との比較データ等を定期的に作成し公表するなど、市の財政やサービス等の状況を分かりやすく作成し、公表していきます。

多様な情報提供手段の活用

より多くの市民が日常生活の中で無理なく情報を入手できるよう、より分かりやすい情報提供手段の活用を進めていきます。

(2) 課題提起型広報の実施

市が抱える課題を積極的に提示していく課題提起型の広報を実施し、行政と市民とが知恵を出しあうとともに、市政に対する市民の理解や協力を得るきっかけをつくっていきます。

< 取組事項 >

テーマ設定型広報の実施

市民により分かりやすく市政の課題を伝えるため、部局横断的な視点や市民の問題意識を踏まえた上でテーマを設定し、課題等をまとめ、公表していきます。

コスト情報の公表

市民と行政とが情報を共有し、共に考え、知恵を出し合っていくきっかけをつくっていくために、市民の関心の高い事業等について実際のコストやコストの官民比較等の情報を市報やホームページで公表していきます。

(3) 双方向のコミュニケーション

市民と行政との双方向のコミュニケーションを図っていくため、政策形成、事業実施、評価等の市政の各過程において、市政に関する意見交換や情報交換、提案等を行うことのできる多様な手段を確保していきます。

そのため、メーリングリスト¹²や電子会議室等の情報通信技術（IT）を用いた双方向のコミュニケーション手段について、責任のあるコミュニケーションを

¹² 電子メールを使って特定のテーマに関する情報を特定の者との間で交換するシステム

確保する手法や費用対効果の視点を踏まえた上で活用を図るとともに、出前講座の充実を図るなど、市民と行政との直接的なコミュニケーションの手段も確保していきます。

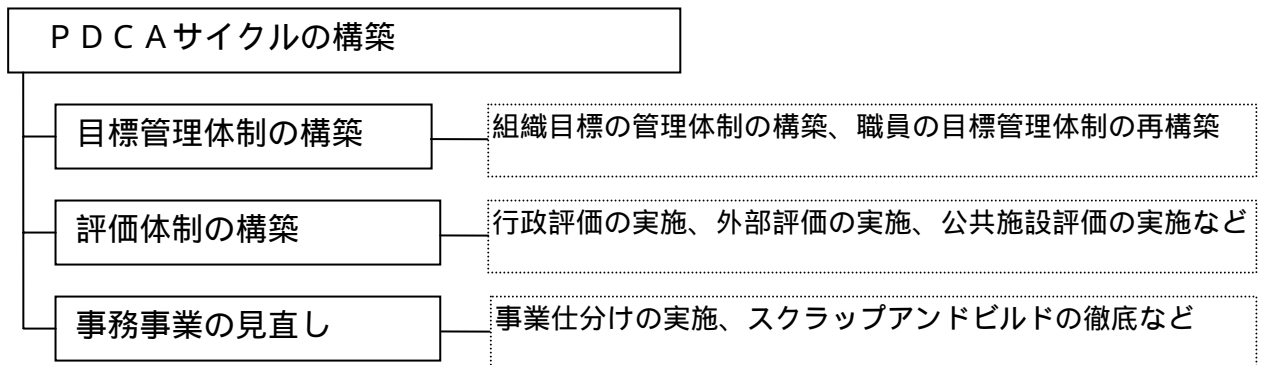
3 P D C Aサイクルの構築

< 基本的考え方 >

成果指向のマネジメントシステムによる市民本位のサービス提供を実現するためには、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）の過程をたどるP D C Aサイクルの構築により、絶えず市民の目線から事業を見直すとともに、事業の実施や見直しの必要性等について自ら説明していくことのできる自立性の高い行財政運営体制を構築する必要があります。

そのため、行政評価などの評価体制を構築し、評価結果を予算編成等へ反映させるなど、実際の事務事業の見直しや改善につなげていく仕組みの構築を図っていくとともに、P D C Aサイクルの各過程において市民の声を反映させていく仕組みについても検討していきます。

< 実施策の体系 >



(1) 目標管理体制の構築

P D C Aサイクルの構築にあたっては、まず、「当該施策や事業によって行政の達成すべき目標は何か」など、行政の使命を確認する必要があります。こうした視点に基づき、組織や職員個人レベルで適切に目標を設定し、達成度を評価していきます。

< 取組事項 >

組織目標の管理体制の構築

施策や事業に関する組織目標を設定、公表するとともに、進捗を管理していきます。なお、組織目標の設定に関しては、市民の満足度やニーズを反映する仕組みや、「市長と部長との契約」など、目標の達成を担保する仕組みを構築します。

職員の目標管理体制の再構築

組織目標の体系付けの中で職員個人の目標を管理する仕組みを再構築し、人事考課に活用していきます。

(2) 評価体制の構築

行政評価制度の実施により、事業や施策の評価体制を構築していくとともに、公共施設の評価や外部評価制度等の仕組みについても検討を進め、チェック機能を高めていきます。

< 取組事項 >

行政評価の実施

全予算事業について事務事業評価を実施していくとともに、第三次長期総合計画・前期基本計画に掲げられた施策を単位として施策評価の実施を図ります。

外部評価の実施

市民満足度による評価、市民主体で定めた指標に基づく評価、市民参加の評価委員会での達成目標の評価など、市民を始めとする外部の目線から評価を行う仕組みを検討し、実施を図っていきます。

公共施設評価の実施

施設サービスの改善に向け、公共施設の評価を実施し、分かりやすく公表していくとともに、市民や利用者等による評価の仕組みについても検討していきます。

監査の充実

適正な監査を進めつつ、より分かりやすい情報提供を行うなど、監査の充実に図っていきます。

(3) 事務事業の見直し

評価結果の予算編成等への反映など、評価の結果を事務事業の見直しにつなげる仕組みを構築していくとともに、事業仕分け、スクラップアンドビルド¹³のさらなる徹底、新たな提案を活かす取組等により、事務事業の見直しを図っていきます。

<取組事項>

評価結果の予算や事業採択等への反映

行政評価の結果を予算編成や事業採択に反映する仕組みを構築し、評価結果の活用を図っていきます。

事業仕分けの実施

個々の事業について、事業の必要性や実施主体のあり方を判断していく事業の仕分けについて、仕組みの検討を行った上で実施を図り、結果を事務事業の見直しにつなげていきます。

スクラップアンドビルドの徹底

市民ニーズや社会情勢の変化への機動的な対応という視点を踏まえて、予算編成時等において事業のスクラップアンドビルドをより一層徹底していきます。

新たな提案を活かす取組

職員提案制度について施策化を前提とする視点から見直しを図るほか、市政アドバイザーなどによる外部からの提案を活かす仕組みを導入することなどにより、庁内外からの新たな提案を活かす手法を確保していきます。

¹³ 組織や事業の新設にあたり、同等の組織や事業の廃止を条件とする手法

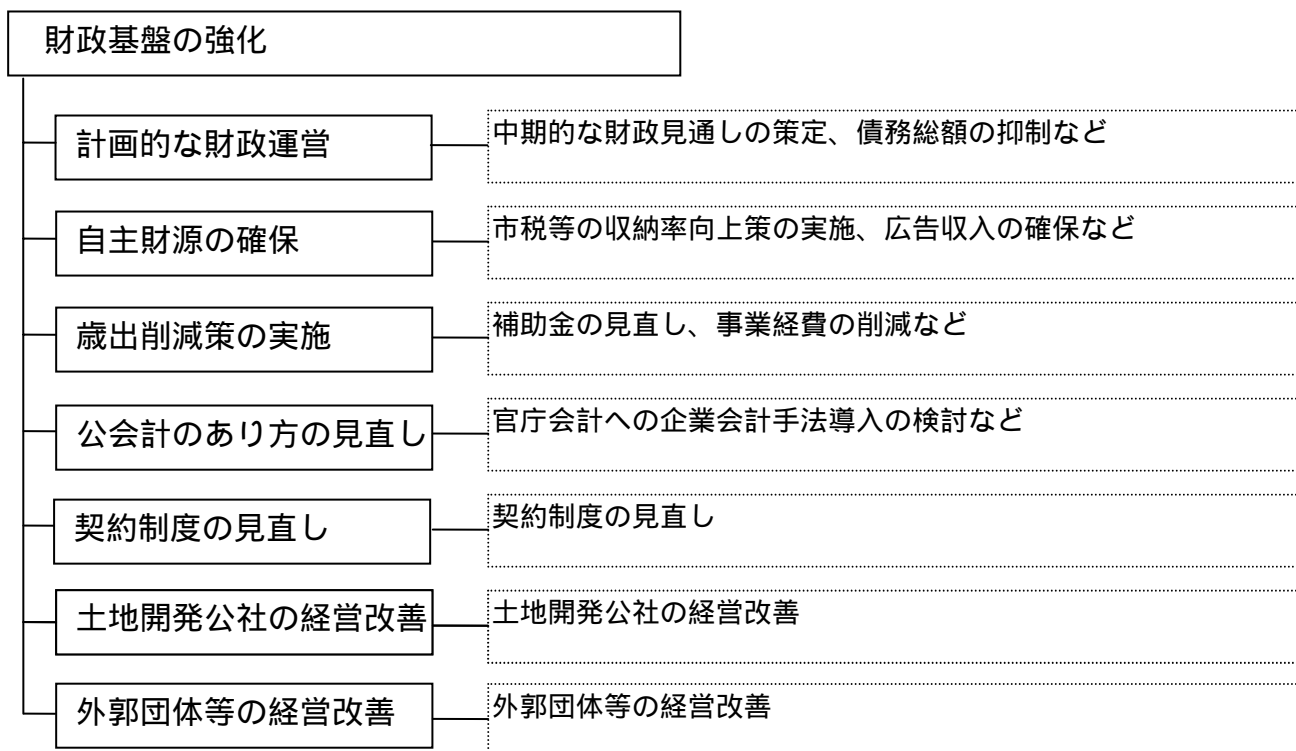
4 財政基盤の強化

< 基本的考え方 >

地方分権改革や三位一体改革により、自治体には自立性の高い財政運営が求められていますが、市では税収の大幅な伸びが期待できない中で社会保障費等の義務的支出が増加するなど、市財政の硬直化が進んでいます。

こうした厳しい状況下において限りある資源を有効に活用するため、優先的に取り組む施策を明らかにした上で、施策を着実に実施していくために長期的な視野から公債費や基金等のあり方を考える計画的な財政運営を行います。また、収納率のさらなる向上や広告収入の確保等により自主財源を確保し、補助金の見直しや事業費等の削減等により歳出削減を図るなど、歳入を増やし歳出を減らす様々な取組により財政基盤を強化していきます。

< 実施策の体系 >



(1) 計画的な財政運営

景気の変動や社会システムの変更等に左右されず、必要とされるサービスを安定的に提供していくため、中期的な財政見通しを立てた上で、基金残高の確保や債務総額の抑制を図るなど、計画的な財政運営を行っていきます。

< 取組事項 >

中期的な財政見通しの策定

実施計画等により優先的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、それらの施策の実施にあたり必要となる財源等に関する考え方を明らかにした中期的な財政見通しを立て分かりやすく公表していきます。

経常収支比率及び実質公債費比率¹⁴の改善

財政運営の弾力性を高めるとともに、起債に頼らない身の丈にあった財政運営を行っていくため、具体的な目標値を設定した上で人件費、公債費、扶助費の抑制を図ることなどにより、経常収支比率や実質公債費比率を段階的に改善していきます。

基金残高の確保

今後予想される施設維持補修費や公債費償還費の増大等に対応するためにも、中期的な財政見通しの中で基金の必要額を明らかにした上で、目標値を定め、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金等の各種基金の充実を図っていきます。

債務総額の抑制

後年度の公債費負担の軽減を図り、財政の健全化を進めるため、中長期的な財政見通しを明らかにした上で債務の上限目標を設定するなど、財政状況を見通しつつ、新たな市債の発行を抑制していきます。

(2) 自主財源の確保

自立的な財政運営を行っていくため、起業支援等の産業活性化策により市内産業を育成し、長期的な視点で財源を確保していくという視点を基本としながら、市税等の収納率向上、受益者負担の適正化、広告収入の確保、財産の利活用等の多様な手段により財源を確保していきます。

< 取組事項 >

市内産業の育成

長期的な視点から自主財源の充実確保を図っていくために、起業支援等により市内産業の育成を図り、産業の活性化を目指します。

¹⁴ 公債費による財政負担の度合いを判断する指標。18%を超えると起債時に都道府県知事の許可が必要となる

市税や国民健康保険税等の収納率向上対策の実施

毎年度、市税や国民健康保険税等の収納率の数値目標を定めた上で、滞納整理を強化するなど、財源を確保していきます。また、納税環境の向上に向け、インターネットやコンビニエンスストア等での納付手続についても検討を行います。

受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）

受益者負担の適正化を図るため、適正な原価計算と受益者負担割合の算出を行った上で、使用料・手数料の見直しを行うほか、減免基準を納得性の高い形に統一するよう減免制度の見直しを行います。

広告収入の確保

自主財源を確保するため、広報印刷物、公共施設など、広告媒体を幅広く捉え無駄なく活用することにより、広告収入の確保を図っていきます。

財産の利活用の促進

土地や建物のほか無体財産も含めて、財産情報の一元化を図り、適正に管理していくとともに、活用計画のないものについては、積極的に売り払いや貸付を進めるなど、財産の利活用を促進していきます。

法定外税の活用の検討

自主財源の確保を図る一手法として、法定外目的税や法定外普通税の活用の可能性について、状況をみながら検討していきます。

（３）歳出削減策の実施

限られた財源を有効に活用し、財政基盤を強化するため、補助金や事業経費の削減を図っていきます。

< 取組事項 >

事業経費の削減

予算編成や事業執行時等において幅広い視点から事業経費の削減を図るとともに、各部署の経費削減の取組に対し削減額を新規事業に充てることを可能にするなど、事業経費の削減に対するインセンティブ（動機付け）を付与する仕組みを構築していきます。

補助金の見直し

市民ニーズ、必要性、費用対効果等の検証、サンセット方式（終期を定めて実施する方式）の拡大等により全般的に補助金の見直しを図るとともに、第三者機関の設置等により第三者の目を入れて見直しを図る仕組みを構築していきます。

予算編成方式の見直し

評価結果の予算編成への反映や予算を大枠で配分する仕組みのほか、予算編成過程の情報を公表する仕組みや予算の節減に対するインセンティブ（動機付け）を付与する仕組みを検討するなど、予算編成方式の見直しを行っていきます。

（４）公会計のあり方を見直し

市のマネジメント能力(運営管理の能力)や職員の意識の向上を図るとともに、市の財政状況を分かりやすく市民に説明するため、財務諸表を活用した財政分析の実施と公表を行うほか、官庁会計への企業会計手法の導入等を検討します。

< 取組事項 >

財務諸表の活用によるマネジメント(運営管理)と説明責任の充実強化

財務諸表から得られる様々な情報を用いて市の財政状況を分析した上で、課題の抽出や対応策の検討を行うなど、マネジメント(運営管理)の体制を強化していきます。また、こうした課題や対応策を含めて市民に分かりやすく公表することにより、説明責任をしっかりと果たしていきます。

官庁会計への企業会計手法の導入

市のマネジメント(運営管理)体制を強化するとともに職員の意識の向上を図るため、事業別の財務諸表の作成や日々の会計処理に発生主義・複式簿記の手法を取り入れるなど、官庁会計への企業会計手法の導入について検討していきます。

（５）契約制度の見直し

契約の透明性、競争性、公正性をより一層高める仕組みを構築するとともに、質の向上も併せて確保していくため、総合評価方式の導入を検討するなど、契約制度の見直しを図っていきます。

（６）土地開発公社の経営改善

土地開発公社の経営改善のため、所有地の整理を進め、長期保有土地の発生を抑えていくことにより、債務を抑制していきます。

（７）外郭団体等の経営改善

外郭団体等について、市による関与のあり方を見直すとともに、社会経済状況の変化に対応した効果的かつ効率的な団体運営を促すため、第三者による評価や分析の実施及び活用、積極的な情報公開やサービスの向上策の実施など、団体の経営改善を幅広く促していきます。

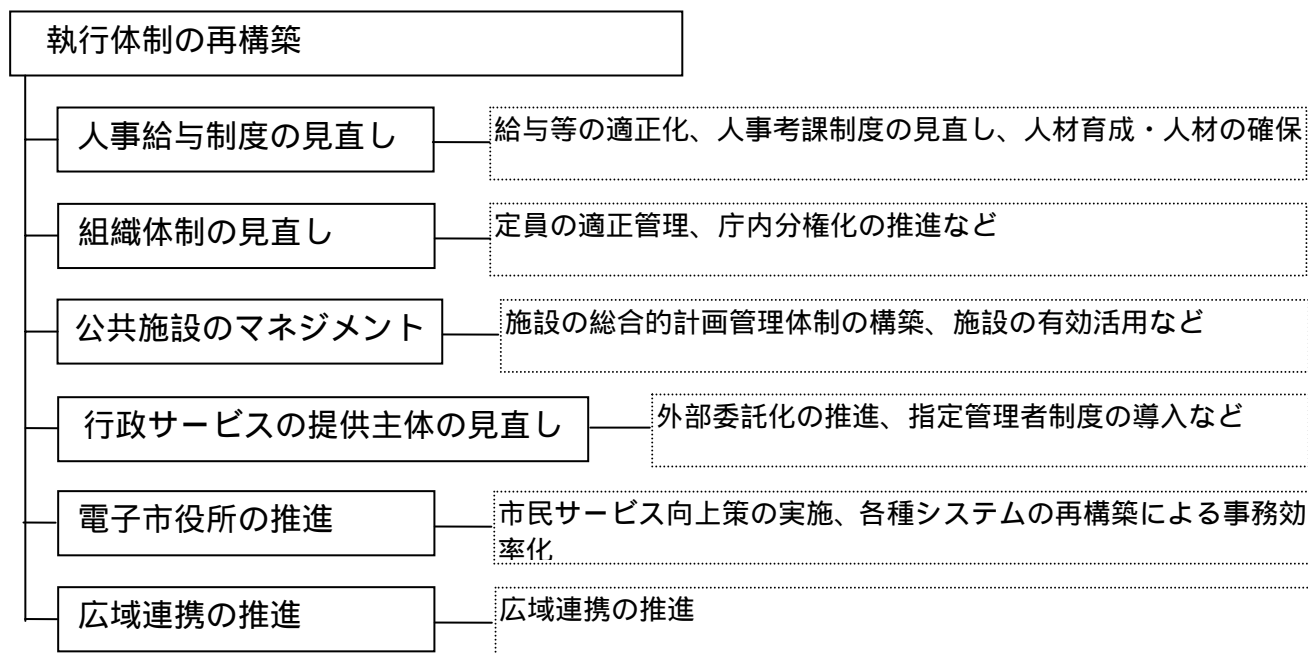
5 執行体制の再構築

< 基本的考え方 >

経営基盤の強化を図るためには、あらゆる資源を有効に活用していくことが求められます。そのため、人事給与制度や組織体制の見直しにより人材の有効活用や事業効果の向上を図るとともに、公共施設のマネジメント（運営管理）体制や行政サービスの提供主体の見直しを図るなど、サービスの提供体制を幅広い視点から見直し、市民満足度の高いサービスを少数精鋭の職員体制で効果的かつ効率的に提供していく執行体制へと再構築していきます。

また、各種手続の電子化やシステム構築を進めることなどにより、市民サービスの向上や事務効率化を図るとともに、近隣市など他市との連携を進めることにより、事業効果の向上を図っていきます。

< 実施策の体系 >



(1) 人事給与制度の見直し

各種手当や給与構造の見直しを行うとともに、人事考課制度の見直しや、人材育成、人材の確保等を進めていきます。

< 取組事項 >

給与等の適正化

給与制度や旅費制度の見直しを図るとともに、都や類似団体等との比較を踏まえ適切な給与管理を実施していきます。

人事考課制度の見直し

目標管理制度を組み入れた人事評価制度を導入するなど、人事考課制度を見直し、勤務実績を給与に反映させる仕組みをつくります。

人材育成、人材の確保

少数精鋭で市民満足度の高いサービスを実施していくため、中途採用により民間経験者を登用するなど、多様な人材の確保を図るとともに、実務を通じた人材育成策や研修の充実化を図り、職員の政策形成能力・政策法務能力や市民との協働に関する意識を高めていきます。

(2) 組織体制の見直し

少数精鋭で市民満足度の高いサービスを行っていくことのできる効果的かつ効率的な執行体制を構築するために、さらなる定員の適正化や組織の簡素化を図っていくほか、庁内分権化や横断的な組織体制の構築等を進めていきます。

< 取組事項 >

定員の適正化

退職不補充や新規採用の抑制等を前提として引き続き定員の適正化を図っていくとともに、業務処理及び業務処理体制の合理化・効率化を進めていきます。

庁内分権化の推進

現場サイドでより効果的かつ効率的に経営資源の配分を行い、マネジメント(運営管理)機能を高めていくことができるよう、各部局に対し目標の達成を求めるとともに権限を委譲する庁内分権化の仕組みについて、検討を進めていきます。

政策法務能力を持つ職員の適正配置

地方分権の進展により、地域課題を解決するための政策法務能力の必要性が増すと考えられるため、職員の政策法務能力を高めるとともに、政策法務能力を持つ職員の適切な配置に努めていきます。

横断的な組織体制の構築

部局をまたがる課題に適切に対応していくために、プロジェクトチーム¹⁵などによる組織横断的な体制を臨機応変に構築していきます。

(3) 公共施設のマネジメント

公共施設の総合的な計画管理体制の構築や、施設の有効利用を図るとともに、施設の転用、廃止、再配置等を含めた施設のあり方の検討や、施設使用料の見直しを行っていきます。

< 取組事項 >

施設の総合的な計画管理体制の構築

施設の利用状況やニーズ等の実態把握を行い、情報の共有を図るとともに、施設にかかる生涯費用を考慮した施設保全の観点や、サービスとコストのバランスなどを踏まえた総合的な公共施設の管理体制を構築します。

施設の有効活用

横断的な視点から施設の利用目的の拡大や目的外利用の基準づくりを行い、施設の有効な活用手法を検討していくとともに、公共施設の予約システムなどの利便性向上策により施設稼働率の向上を図っていきます。また、公共的な利用が可能な民間施設の情報を公共施設の情報と合わせて公開するなど、市民の利便性をより向上させていきます。

施設のあり方の検討

利便性向上策によっても利用ニーズが上がらないものなどについては、施設の利用ニーズを適切に把握し、維持管理コスト、施設特性等を考慮した上で、施設の転用、廃止、統合、再配置等も含めて各施設のあり方の見直しを検討していきます。また、新しい施設の整備等は、将来の転用を前提とすることを視野に入れて行うことなどを検討していきます。

施設使用料等の見直し

受益者負担の適正化を図るため、適正な原価計算と受益者負担割合の算出を行った上で、民間の類似サービスも参考にしつつ、施設使用料の見直しを行うほか、減免基準を納得性の高い形に統一するよう減免制度の見直しを行っていきます。

¹⁵ 特定の課題や計画を解決したり完成したりするために編成された臨時の業務遂行組織

(4) 行政サービスの提供主体の見直し

サービスの効率性と質を高めるため、モニタリング（継続監視）の仕組みや、サービスの実施主体として市の要求水準を明確に示していく仕組みを整えた上で、外部委託化や指定管理者制度の導入を進めるとともに、市場化テストの実施を検討するなど、行政サービスの提供主体の見直しを図っていきます。

< 取組事項 >

外部委託化の推進

直營業務や一部委託を行っている事業について、横断的な広い視点から費用対効果を勘案した上で、委託化による費用対効果が高いものについては、外部委託化を進めていきます。

提供主体のあり方の検討

より良いサービスの提供に向けて、行政サービスの提供主体を幅広い視点から検討していきます。

指定管理者制度の導入

指定管理者制度については、市と指定管理者との役割分担や施設に関する市の考え方を明確にするとともに、原則として競争性を担保した上で、導入を進めていきます。また、施設の種類によっては、地域の受け皿づくりなどについても考慮していきます。

市場化テストの実施

市場化テストについては、コスト面でのメリットも含めて、考え方を整理した上で実施に関する検討を行っていきます。

モニタリング（継続監視）の実施

市民が利用者の立場から監視するなど、アウトソーシング（外部委託等）の手法や事業の特性を踏まえた上で、効果的なモニタリング（継続監視）の仕組みを検討、構築し、適切にモニタリングを行っていきます。

(5) 電子市役所の推進

情報通信技術（IT）を用いた各種手続や事務の効率化、合理化を更に進めるとともに、政策形成に活用する観点から情報の体系化を図るなど、市民サービスの向上や効果的かつ効率的な事業執行を図っていきます。

< 取組事項 >

市民サービス向上策の実施

市民ニーズの把握や費用対効果の検証を踏まえた上で、電子申請、電子調達手続の拡大や公金のインターネット決済、コンビニエンスストアでの納付手続の制度化等により、電子市役所の推進を図ります。また、施設予約システムについては、利用者の評価ができるシステムを併せて導入するなど、より一層のサービス向上策の実施を図っていきます。

各種システムの再構築による事務効率化

効果的かつ効率的な業務執行を実現するため、内部業務についても、情報通信技術（IT）を活用した各種手続の構築や情報共有化を含めた事務の改革・改善等について、検討を進めます。実施にあたっては、庁内の計画的管理体制や横断的体制を構築するとともに、費用対効果の視点や業務の必要性も含めた業務そのものの見直しの視点も踏まえて構築を進めていきます。また、地図情報システム等についても、今後の政策形成に資すると考えられるため、導入を検討していきます。

（ 6 ） 広域連携の推進

事業効果やサービスの質を向上させていくためにも、市単独では事業効果が低い事業や近隣市との連携を図ることが効果的な事業等を広域連携によって進めていくとともに、滞納整理など各市が共通に抱える課題に対する連携のあり方についても、財政的なメリットも考慮しつつ、検討を行っていきます。

また、一部事務組合についても、広域連携の利点を活かした効果的かつ効率的な事業執行が行われるよう、構成市と連携を取りながら確認や要請を行っていきます。

第 2 部

小平市改革推進プログラム

第 1 章 策定の趣旨と推進体制

1 策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

行財政の再構築を着実に進めるため、「行財政再構築方針」に基づき計画期間内に取り組むべき項目を「改革推進プログラム」として定め、具体的な取組内容や推進担当課、年度計画等を明らかにしました。

(2) 計画期間

平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間を対象期間とします。

なお、「改革推進プログラム」は、取組の 2 年目である平成 20 年度末に、後半の平成 21 年度から 22 年度の 2 年間のスケジュール等を、社会経済状況の変化等にあわせて見直す予定です。

2 推進体制

今後、「改革推進プログラム」については、以下のとおり進行管理を行うことにより、全庁を挙げて行財政の再構築を推進していきます。

進捗状況の管理と公表

各所管課の取組の進捗状況は定期的に市報やホームページで公表していきます。

市民意見の聴取と反映

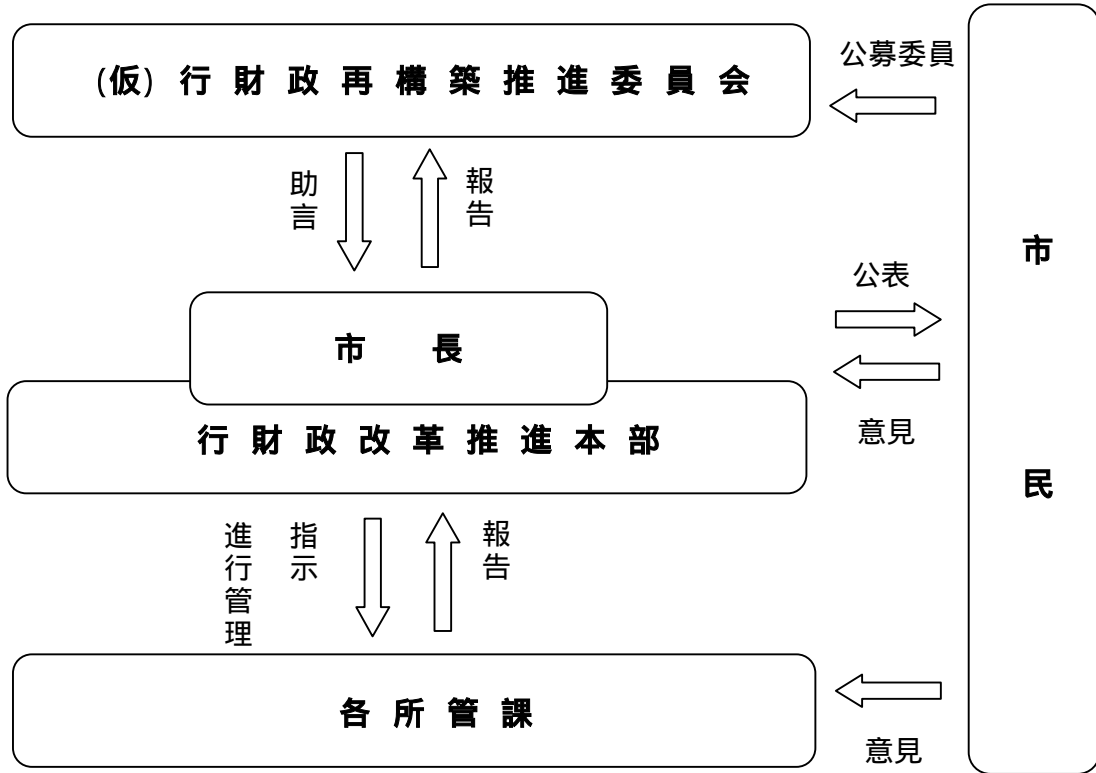
各所管課の取組に関して市民からの意見や提案を受け付け、取組への反映を図っていきます。

行財政改革推進本部への報告と市長による指示等

各所管課の取組の進捗状況については、庁内の管理職等で構成する行財政改革推進本部に定期的に報告し、本部長である市長から必要な指示等を受けます。

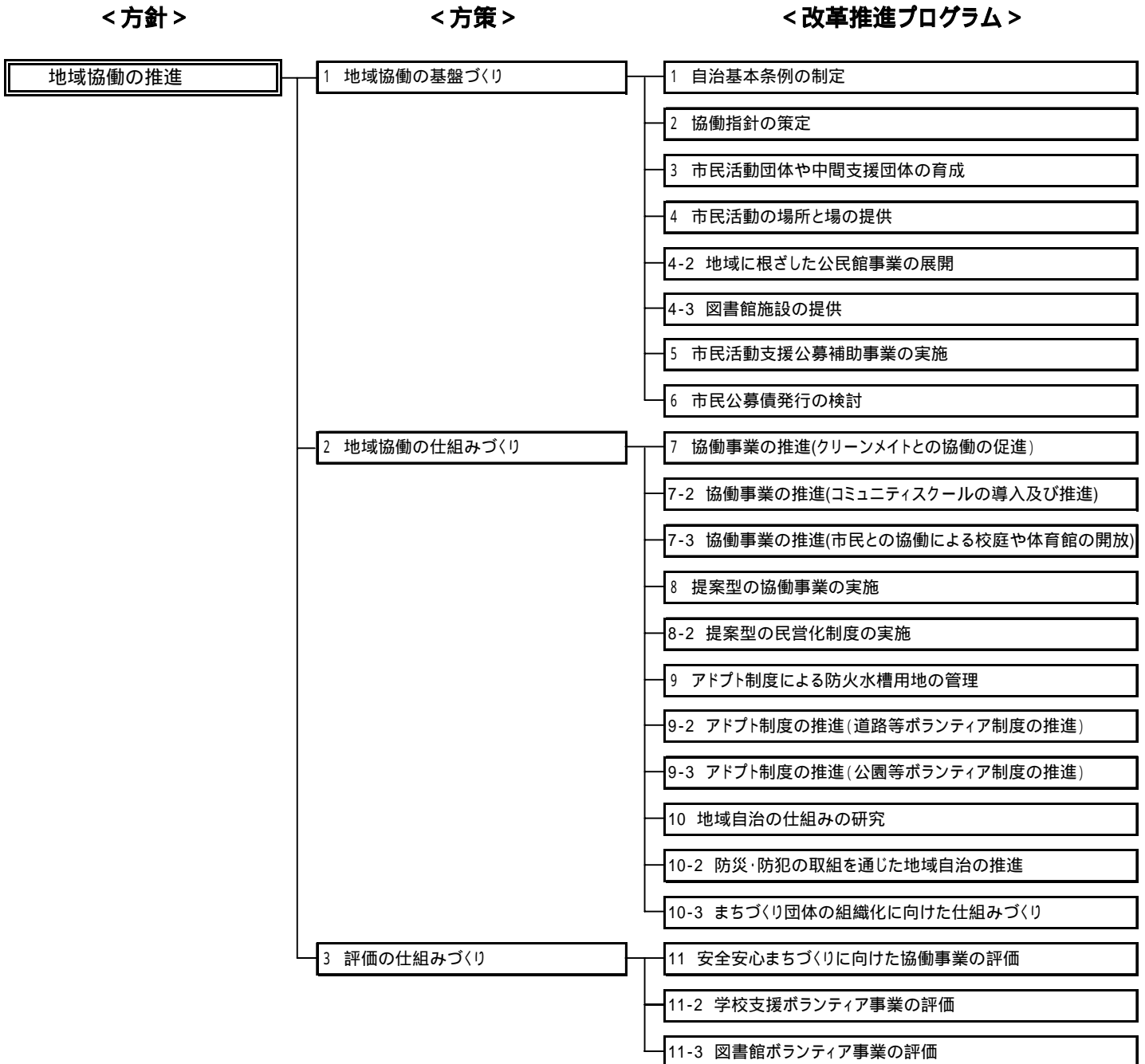
「(仮称)行財政再構築推進委員会」への報告と委員会による助言有識者や公募市民で構成する「(仮称)行財政再構築推進委員会」を設置した上で、市長から各所管課の取組の進捗状況について委員会に報告し、委員会から必要な助言を受けます。なお、委員の意見についても、市報やホームページで公表していきます。

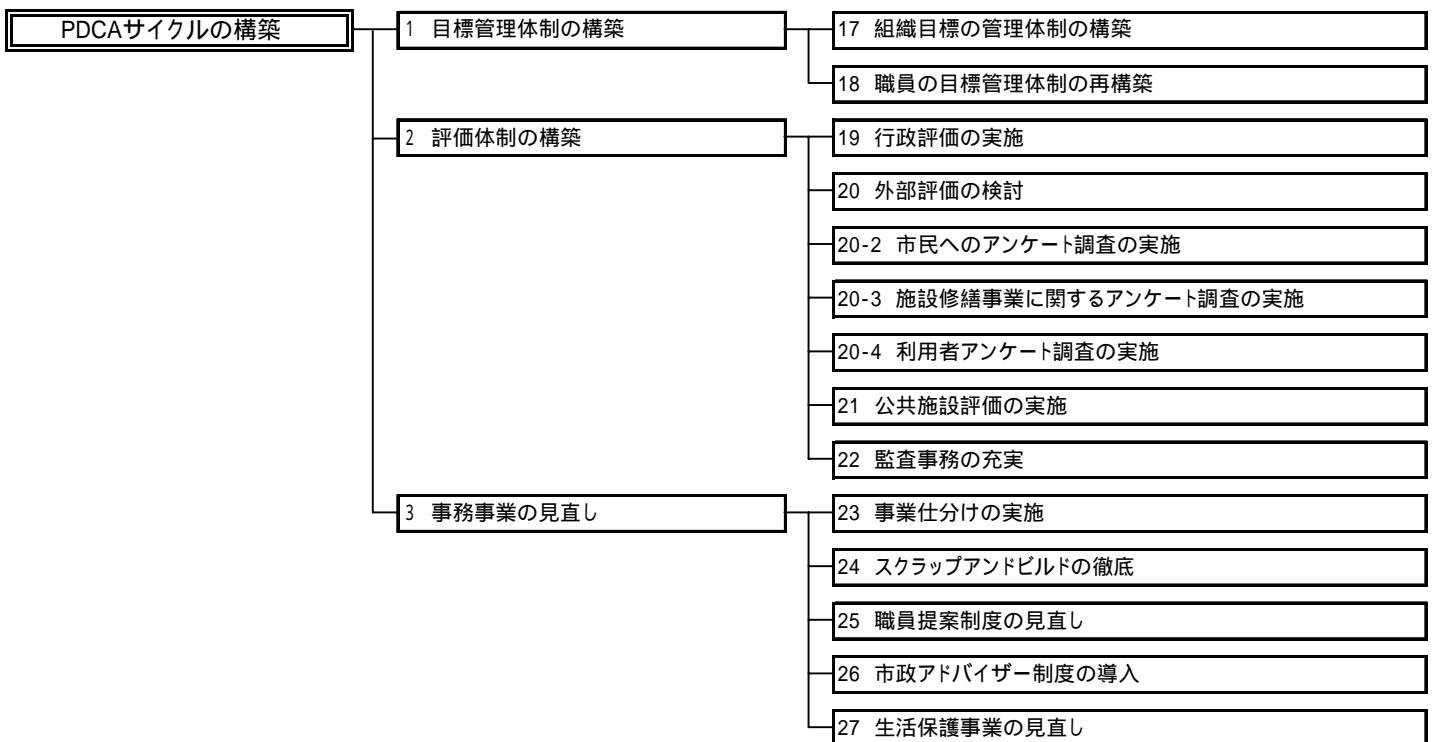
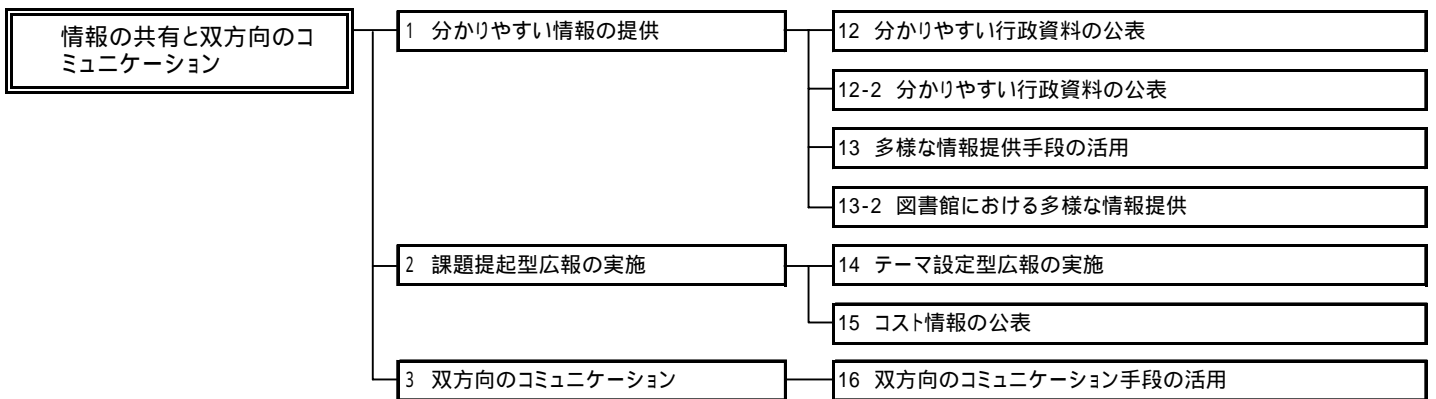
行財政再構築の推進体制

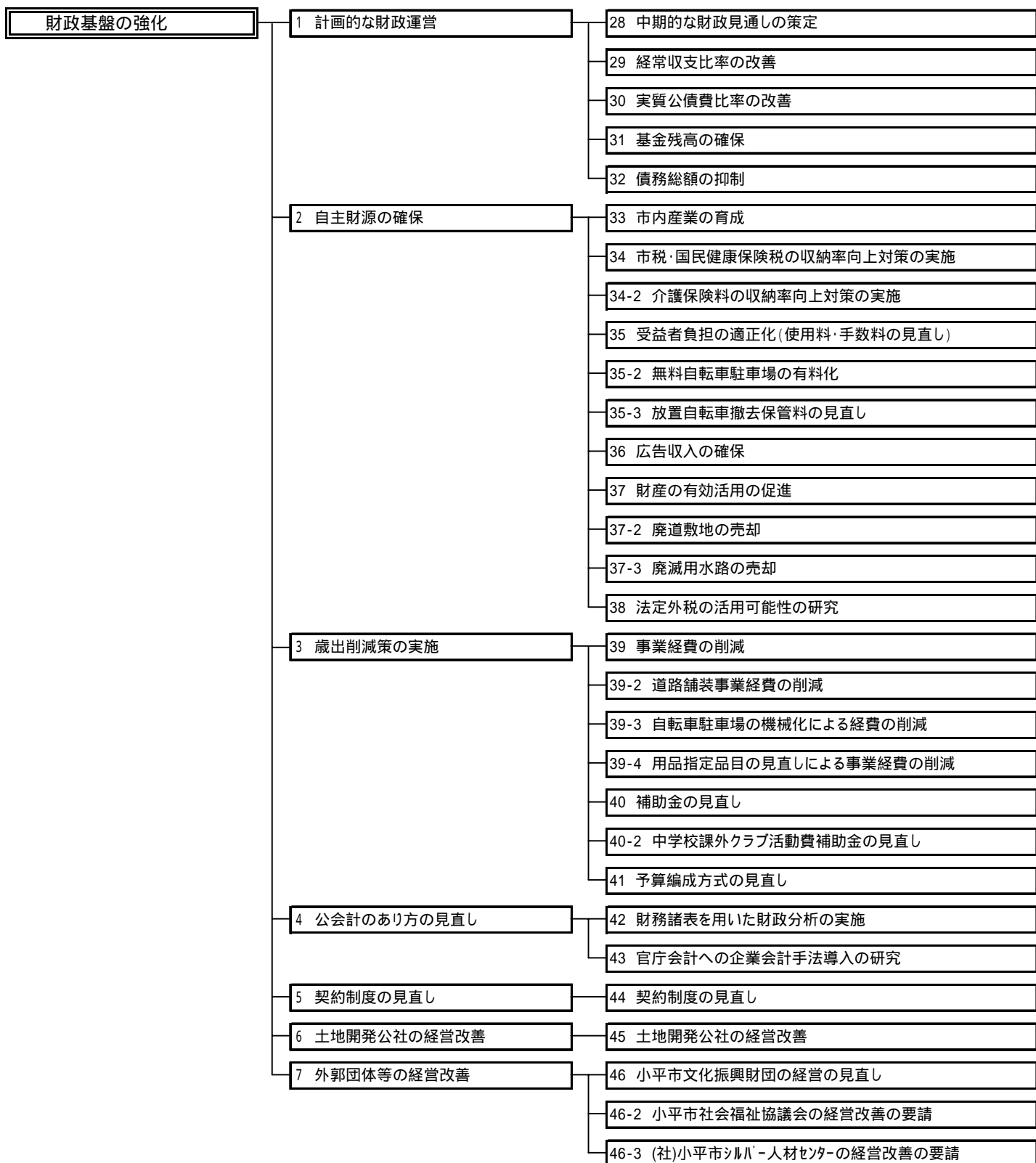


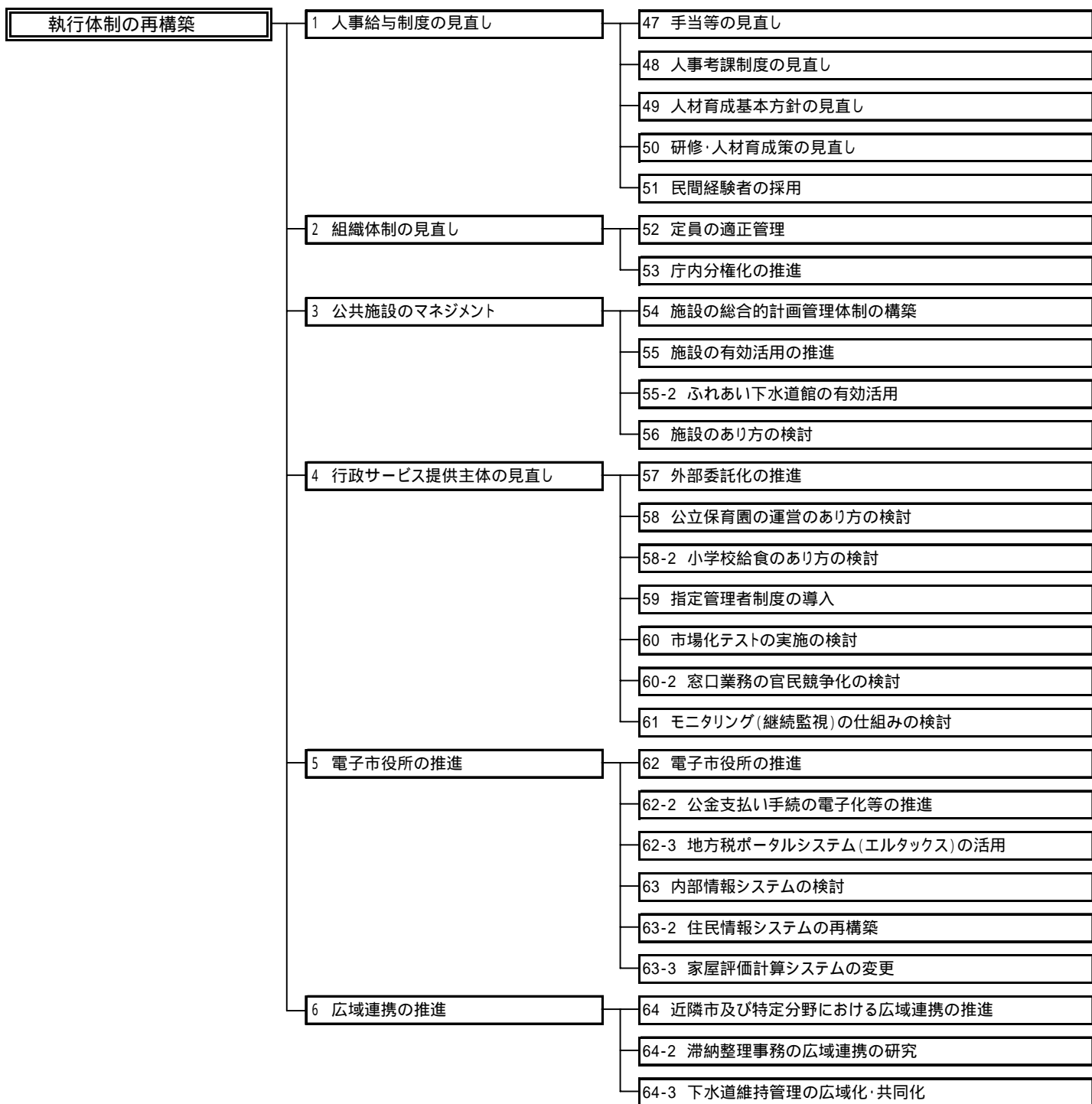
第2章 取組の内容

改革推進プログラムの実施項目の体系









1 地域協働の推進

(1) 地域協働の基盤づくり

No.	実施項目				推進担当課
1	自治基本条例の制定				参事（自治基本条例）
実施目的	市における自治の基本的な原理やルールを明確にすることにより、住民自治の推進を図る。				
実施内容	自治基本条例制定基本方針に則って、条例づくりの趣旨である「自治のあり方を考え自ら自治を担う」ことについてのPRを行うとともに、市民の会議の検討作業を支援する。				
年度計画	平成20年3月末日を目途に市民の会議が自治基本条例案を作成する。 平成20年度中に市が議会に提案し、条例制定を目指す。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	施行	施行	
.....					

No.	実施項目				推進担当課
2	協働指針の策定				参事（市民協働） 政策課
実施目的	市民と行政との協働を推進する基本的な考え方や進め方を示すことにより、協働の推進を図る。				
実施内容	小平市の実態を踏まえた指針とするため、協働を実施している課の職員を中心とした横断的な体制を構築し、その中で、協働に関する考え方、進め方、評価のあり方、推進体制等について検討を行い、指針を策定する。				
年度計画	平成20年度までに指針を策定する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	策定			
.....					

No.	実施項目				推進担当課
3	市民活動団体や中間支援団体の育成				参事（市民協働）
実施目的	市民活動団体の自主的活動及び自立支援を図る。				
実施内容	1 市民活動団体対象の勉強会の実施 2 市民活動に関する調査業務委託の実施				
数値目標	上記1の実施回数を3回、上記2の実施回数を2回とする。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
4	市民活動の場所と場の提供				参事（市民協働）
実施目的	市民活動団体の活動拠点の提供により、市民活動の活性化を図る。				
実施内容	現在の「市民活動支援センター準備室」を市民活動団体の活動拠点「市民活動支援センター」として本格的に開設する。				
年度計画	平成22年4月から「市民活動支援センター」を開設する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	検討	実施	

No .	実 施 項 目			推進担当課
4 - 2	地域に根ざした公民館事業の展開			公民館
実施目的	市民の多様な学習機会や活動機会の創出を図る。			
実施内容	小・中学校、高齢者・障害者施設、児童施設と連携して出前映画会、出前講座等を行う。			
数値目標	出前映画会を3回実施する(平成19年度)。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	試行	実施	実施	見直し・検証

No .	実 施 項 目			推進担当課
4 - 3	図書館施設の提供			図書館
実施目的	読書人口増加と市民との協力体制の確立に向け、市民の活動機会の提供を図る。			
実施内容	図書館活動を推進する団体及びボランティア活動を行う団体に図書館施設(視聴覚室、館外団体奉仕室、対面朗読室等)を提供する。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	実施	実施
			

No.	実施項目				推進担当課
5	市民活動支援公募補助事業の実施				参事（市民協働）
実施目的	市民活動の活性化を図る。				
実施内容	市内で活躍する市民活動団体が自ら企画して実施する公益的な事業を公募し、市民ニーズを踏まえ広く市民に還元される事業等について、補助金を交付することにより支援していく。				
数値目標	毎年度 10 団体程度に補助する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
6	市民公募債発行の検討				財政課
実施目的	市民や在勤者等に市が行っている事業に関心を持ってもらい、資金調達方法の多様化を図るとともに、行政への参画を推進する。				
実施内容	市民にとって身近な公共施設等の建設や緑の保存について、市民公募債の発行を検討し、今後の考え方をまとめる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	まとめ			
				

(2) 地域協働の仕組みづくり

No .	実 施 項 目			推進担当課
7	協働事業の推進（クリーンメイトとの協働の促進）			ごみ減量対策課
実施目的	小平市廃棄物減量等推進員(クリーンメイト)との協働により、ごみ減量対策の充実・強化を図る。			
実施内容	一般廃棄物の分別、適正排出指導に加え、廃棄物の発生抑制に関する調査や啓発、不法投棄監視、レジ袋削減など市の事業において幅広く協働を推進する。			
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視ウィークを毎年度 2 回開催し、クリーンメイトの延べ参加者数を 10 名程度増員し 50 名程度とする。 ・中心的な活動者としてクリーンメイトに協力してもらう形で、レジ袋削減に関する街頭キャンペーンや調査活動を新たに計画し、毎年度 2 回実施する。 			
財源効果	ごみ排出抑制に伴い、小平・村山・大和衛生組合及び東京たま広域資源循環組合の負担金の軽減や最終処分埋立地の延命化が図られる。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施	実施	実施	実施

No .	実 施 項 目			推進担当課
7 - 2	協働事業の推進（コミュニティ・スクールの導入及び推進）			指導課
実施目的	地域と学校との協働により、教育活動の充実を図る。			
実施内容	小中学校に学校経営協議会を設置し、学校運営に地域の意見を取り入れる。 (学校経営協議会を設置する学校を「コミュニティ・スクール」という。)			
数値目標	平成 22 年度までに計 3 校以上での導入を目指す。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施	実施	実施	実施

No.	実施項目				推進担当課
7-3	協働事業の推進（市民との協働による校庭や体育館の開放）				体育課
実施目的	市民との協働により小学校の校庭や体育館の開放を進めることにより、地域活動の拠点づくりを図る。				
実施内容	各地域に運営開放委員会を組織し、地域の実情に合わせた小学校の校庭や体育館の利用を進めていく。				
年度計画	平成 21 年度以降、準備の整った地域から順次実施する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討・調整	実施	実施	
.....	

No.	実施項目				推進担当課
8	提案型の協働事業の実施				参事（市民協働） 政策課
実施目的	市民の発想等を活かした協働事業を実施することにより、公共サービスの質の向上を図る。				
実施内容	市民と行政との協働で行う事業について市民からの企画提案を受け付け、サービスの質の向上につながる場合は、協働事業として実施していく「提案型協働事業」について具体的な仕組みや提案内容の審査方法等を検討し、その実施を図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	検討	実施	
.....	

No.	実施項目				推進担当課
8 - 2	提案型の民営化制度の実施				行政経営課・政策課
実施目的	民間の提案を活かし、公共サービスの質の向上を図る。				
実施内容	市が行っている事業のうち、民間で実施できるものとできないものを整理し、示した上で、民間の提案を受け付け、提案内容がサービスの質の向上につながる場合は、提案者に実施を委ねていく提案型の民営化制度について、具体的な仕組みを検討し、その実施を図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	検討	実施	
.....	

No.	実施項目				推進担当課
9	アドプト制度による防火水槽用地の管理				防災安全課
実施目的	地下埋設型防火水槽の地上空間の有効利用により、緑化や美化の推進を図る。				
実施内容	市所有の防火水槽には、マンホール（採水口）がある以外には、土（草）のまま放置されているものが数箇所あるため、これらの空間をアドプト制度により、市内に花や緑を育てる場所として提供し、自然保護に役立てる。				
数値目標	平成22年度に市内4箇所で地域の偏りなく実施し、これらをモデル地区として推進を図る。				
年度計画	1 平成19・20年度に該当する防火水槽を調査、抽出する。 2 平成21年度に抽出した防火水槽の構造等を調査する。 3 受入先（団体）と交渉の上、平成22年度から順次実施する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
.....	

No .	実 施 項 目			推進担当課
9 - 2	アドプト制度の推進 (道路等ボランティア制度の推進)			みちづくり課
実施目的	道路等の美化の推進、道路利用のモラルの向上、潤いのある道路空間の創出及び維持管理を図る。			
実施内容	市民との協働により、歩道等の清掃及び緑化活動を推進する。			
数値目標	平成 22 年度までにボランティアの 40%の増加を図る。 (平成 18 年度現在のボランティア数 110 名程度)			
年度計画	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
	実施	実施	実施	実施

No .	実 施 項 目			推進担当課
9 - 3	アドプト制度の推進 (公園等ボランティア制度の推進)			水と緑と公園課
実施目的	公園の美化の推進及び防犯機能の向上を図る。			
実施内容	街区公園の管理を市民と協働で行う公園ボランティア制度を推進する。			
数値目標	平成 22 年度までにボランティアの 40%の増加を図る。 (平成 18 年度現在のボランティア数 107 人)			
年度計画	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
	実施	実施	実施	実施

No.	実施項目				推進担当課
10	地域自治の仕組みの研究				政策課
実施目的	小平市における地域自治のあり方を整理する。				
実施内容	小平市において今後求められると考えられる地域自治の仕組みについて、具体的な地域自治の取組状況を踏まえつつ、地域自治区等の自治拠点のあり方等も含めて幅広く研究する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	研究	研究	研究	研究結果の報告	

No.	実施項目				推進担当課
10-2	防災・防犯の取組を通じた地域自治の推進				地域文化課・防災安全課
実施目的	具体的な取組を通して、地域の自治を推進する。				
実施内容	防災、防犯という視点から地域の自主防災組織や自主防犯組織の支援やネットワーク化を進めながら、地域で活動する団体の地域でのネットワーク化を図り、こうした具体的な取組を通して地域自治の推進を図っていく。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
10-3	まちづくり団体の組織化に向けた仕組みづくり				まちづくり課
実施目的	市民や事業者と行政との連携と協働を基本としたまちづくりを推進する。				
実施内容	まちづくり活動の場やまちづくり検討・推進の組織等の設置に向けて、まちづくり活動を支援していくための取組を進めるとともに、手続きの具体化を図るための条例の創設を目指す。				
年度計画	平成 22 年度の条例の施行を目指す。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	検討	施行	

(3) 評価の仕組みづくり

No.	実施項目				推進担当課
11	安全安心まちづくりに向けた協働事業の評価				防災安全課
実施目的	安全安心まちづくりに向け、市民、事業所との協働による地域防犯及び地域防災関係事業の強化・改善を図る。				
実施内容	<p>1 自主防災組織や自主防犯組織等の市民組織との交流会を開催し、防犯・防災に関する情報の共有化と協力体制の強化を図るとともに、防犯・防災活動や市の支援制度について評価を行い、その後の活動や事業の改善に活かしていく。</p> <p>2 毎年度、災害応援協定の締結先担当者との協定内容について確認・見直しをしよう機会をつくり、災害時における迅速かつ円滑な応援体制の確保・改善を図る。</p>				
数値目標	<p>1 毎年度 1 回程度、全自主防犯組織及び自主防災組織の交流会を行う。</p> <p>2 毎年度 1 回程度、全締結先と災害応援協定の内容確認・見直しを行う。</p>				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No .	実 施 項 目			推進担当課
11 - 2	学校支援ボランティア事業の評価			指導課・生涯学習推進課
実施目的	家庭・地域と学校との連携によるボランティア活動の強化・改善を図る。			
実施内容	学校支援ボランティア(学生ボランティア及び社会人ボランティア)は、これまで懇談会や交流会を実施し、意見交換を行っているが、今後は、こうした場において、課題、問題点等の抽出を行った上で解決策を考えていくなど、ボランティア活動について評価を行い、今後の活動や事業の改善を行う。			
数値目標	平成 22 年度までにコーディネーターを置く学校を計 20 校に拡大する。 (平成 18 年度現在 7 校)			
年度計画	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
	検討	実施	実施	実施
			

No .	実 施 項 目			推進担当課
11 - 3	図書館ボランティア事業の評価			図書館
実施目的	図書館ボランティア活動や事業の拡充・改善を図る。			
実施内容	図書館ボランティア事業は、平成 17 年度から本格的に活動を開始し、現在、古文書解読、返却破損図書修理、児童図書リサイクル準備等の活動に取り組んでいるが、今後、活動内容のさらなる改善に向け、図書館ボランティアとともに活動や事業の評価を行い、その後の活動や事業の拡充・改善に活かしていく。			
数値目標	毎年度 1 回、ボランティアとの会議を行う。			
年度計画	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
	検討	試行	実施	実施
		

2 情報の共有と双方向のコミュニケーション

(1) 分かりやすい情報の提供

No.	実施項目				推進担当課
12	分かりやすい行政資料の公表				秘書広報課・全課
実施目的	市民にとって分かりやすい行政資料の公表を多角的に推進することにより、市民と行政との情報共有を進める。				
実施内容	1 平成18年10月に作成した「市民にわかりやすい行政資料の作成をめざして」をもとに、表現や視覚的にもわかりやすくする工夫を行い、全課における意識付けを絶えず図っていく。 2 各課において、財政、統計、都市計画等の各種事業や制度に関する情報を分かりやすく公表していく。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
12-2	分かりやすい行政資料の公表				秘書広報課・全課
実施目的	市民にとって分かりやすい行政資料のホームページでの公表を多角的に推進することにより、市民と行政との情報共有を進める。				
実施内容	1 市ホームページの全面リニューアルに伴い、行政資料の検索や更新作業がスムーズに行える仕組みを構築し、各課においてホームページの内容の充実を図る。 2 市ホームページにおいて、市民から多く寄せられる質問や問い合わせに関する「Q&A集」の項目を充実させていく。				
年度計画	平成 19 年度中に市ホームページの全面リニューアルを実施する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討・実施	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
13	多様な情報提供手段の活用				秘書広報課・全課 指導課
実施目的	市ホームページのさらなる充実を図り、市民の多様なライフスタイルに合わせ、いつでもどこでも情報が入手できるようにする。				
実施内容	<p>1 CMS (Contents Management System) の導入による市ホームページの全面リニューアルを実施することにより、市民に有用な情報を迅速に提供するとともに、市報の内容の充実を図り、電子媒体と紙媒体双方により、市の情報が容易に得られるようにする。</p> <p>CMS を導入することにより、担当課が直接入力フォームに情報を入力することができるため、事務作業や確認作業の時間が短縮されるほか、カテゴリごとの分類によって、検索がしやすくなる。サイトのデザインも定型であるため、市としての統一性を図ることができる。</p> <p>2 教育委員会のホームページ「こげらネット」を閲覧する際、文字の拡大縮小、画面の色の変換、文字の読み上げなどが可能なソフトを使用できるようにし、アクセシビリティ(利用しやすさ)を向上させる(指導課)。</p>				
年度計画	平成 19 年度中に市ホームページの全面リニューアルを実施する。				
	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	
	検討・実施	実施	実施	実施	
.....					

No .	実 施 項 目			推進担当課
13 - 2	図書館における多様な情報提供			図書館
実施目的	多様な情報を提供することにより、図書館サービスの充実を図る。			
実施内容	市内図書館に市民開放用のパソコンを設置し、時代に即した最新の情報を提供する。			
数値目標	平成 19 年度に中央図書館に 3 台導入する。			
年度計画	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
	中央館導入			
		各地区館導入検討	各地区館導入検討	各地区館導入検討
	

(2) 課題提起型広報の実施

No .	実 施 項 目				推進担当課
14	テーマ設定型広報の実施				秘書広報課・各所管課
実施目的	市民の潜在的な問題意識にあわせ、横断的な視点から課題提起型広報を実施することにより、市政への参加を促す。				
実施内容	現在「特集号」として、年 4～5 号程度発行している課題(テーマ)別広報について、課題提起型の広報を更に推進するため、課題を明確にした上で、政策形成過程の情報提供を行うなど、横断的な視点を活かした政策的な広報としていく。また、市民の潜在的な問題意識を発掘するとともに、市民の意見や提案を計画づくりや政策形成に反映していくため、「アンケート」「はがき」「パブリックコメント(意見公募)手続」等を添付することを検討する。				
年度計画	平成 20 年度中に実施する方向で調整を行う。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討・実施	実施	実施	
.....					

No .	実 施 項 目				推進担当課
15	コスト情報の公表				財政課・各所管課
実施目的	人件費を含めたコスト情報を公表することで、費用対効果を含め各種事業のありかたについて、市民と行政とが共に考えるきっかけをつくっていく。				
実施内容	テーマ別や個別事業別に、各種事業の行政コストを市報及びホームページに掲載する。				
数値目標	毎年度 1 回から 6 回程度、市報及びホームページに掲載する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

(3) 双方向のコミュニケーション

No .	実 施 項 目				推進担当課
1 6	双方向のコミュニケーション手段の活用				秘書広報課・各所管課 情報システム課
実施目的	市政の様々な過程において、市民と行政との意見交換や意思疎通をスムーズに行い、双方向のコミュニケーションを実現することにより、市民と行政との理解や対話を深める。				
実施内容	市ホームページのリニューアルに伴い、市民参加を促すため、メーリングリスト機能 ()、電子会議室機能、パブリックコメント募集機能等について、匿名性の排除を含めた市政における責任あるコミュニケーションのあり方、意見募集の方法、費用対効果等を十分に検討した上で、仕組みの構築を進める。 (電子メールを使って、特定のテーマについての情報を特定のユーザの間で交換するシステム)				
年度計画	平成 20 年度中に電子会議室等の双方向のコミュニケーションの仕組みを構築する。				
	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	
	検討	検討・実施	実施	実施	
.....					

3 P D C Aサイクルの構築

(1) 目標管理体制の構築

No .	実 施 項 目				推進担当課
17	組織目標の管理体制の構築				行政経営課・政策課・全課
実施目的	組織目標とその達成度の明確化を図ることにより、職員の意識の向上や各部におけるマネジメント(運営管理)機能の向上を図る。				
実施内容	1 年度当初に、各部の目標やその達成度を明確にし、公表する。 2 毎年度、各部の目標に基づき各課の目標や各係の目標を設定する。				
数値目標	全 14 部局の組織目標を公表する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

No .	実 施 項 目				推進担当課
18	職員の目標管理制度の再構築				職員課
実施目的	業務遂行目標の明確化により職員の意識の向上を図るとともに、組織目標の達成を図る。				
実施内容	組織目標の体系付けの中で職員個人の目標を設定し、管理する仕組みを再構築する。目標の達成度については、人事考課に活用する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

(2) 評価体制の構築

No .	実 施 項 目				推進担当課
19	行政評価の実施				行政経営課・全課
実施目的	成果を重視した業務改善を進めるとともに、決められた財源の中で事業の再編を行う。				
実施内容	1 予算事業に対する事務事業評価の実施 2 第三次長期総合計画・前期基本計画の施策体系に基づく施策評価の実施				
数値目標	1 平成 18 年度以降の全予算事業について毎年度事務事業評価を行う。 2 平成 20 年度以降は、全施策を対象に施策評価を行う。 評価結果は翌年度に公表する。 平成 20 年度の評価結果は平成 22 年度の予算編成時において活用する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	事務事業評価の 実施				
		施策評価の実施			

No .	実 施 項 目				推進担当課
20	外部評価の検討				行政経営課
実施目的	行政運営の透明性、効率性、適正性等の確保を図る。				
実施内容	市が実施する事業について、より一層の透明性、効率性、適正性等を確保するため、行政評価等に関して市民など外部の目線から検証を行う仕組みを検討し、今後の考え方をまとめる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
		検討	まとめ		

No.	実施項目				推進担当課
20-2	市民へのアンケート調査の実施				秘書広報課・全課
実施目的	市民の満足度や市政への評価・要望、生活意識等を把握することにより、各種事業・施策の実施や評価を行う上での参考とする。				
実施内容	平成 19 年度に市全域を対象に市政への評価・要望、生活意識等に関する調査を実施するとともに、今後の調査の定期的な実施に向け検討を行う。 行政計画の策定時等において、市民の意識やニーズを把握するための調査を必要に応じて随時実施する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施・検討	実施・検討	実施・検討	実施・検討	

No.	実施項目				推進担当課
20-3	施設修繕事業に関するアンケート調査の実施				教育庶務課
実施目的	市民の立場に立った事業の実施を図る。				
実施内容	学校施設の修繕に関する事業について保護者、児童、生徒からアンケート調査を行い、その結果を材料として、新規修繕事業の実施や現行の修繕事業の見直し等を検討していく。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
20-4	利用者アンケート調査の実施				図書館
実施目的	市民ニーズに応じたサービスの実施を図る。				
実施内容	定期的に市内の図書館利用者に対するアンケート調査を実施し、事務事業評価に役立てることにより、図書館運営及びサービスの向上を図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	試行	実施	実施	
.....	

No.	実施項目				推進担当課
21	公共施設評価の実施				行政経営課 各所管課
実施目的	公共施設の実態や利用者による評価を明らかにし、これらの結果を施設サービス事業の見直しに活かすことにより、公共施設の効果的かつ効率的な運営や施設サービスの向上を図る。				
実施内容	公共施設を統一的に評価する仕組みを構築し、各施設を評価、検証、公表する。また、あわせて、市民等が施設利用者の立場から施設評価を行う仕組みを構築し、分かりやすく公表していく。これらの結果は速やかに施設サービス事業の見直しに反映していく。				
数値目標	文化・体育施設、公民館、図書館、地域センター、児童館の5分野の公共施設について評価の実施を図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	試行	実施	実施	
.....	

No.	実施項目				推進担当課
22	監査事務の充実				監査事務局
実施目的	監査結果を市民に分かりやすく公表するなど、監査機能の充実を図る。				
実施内容	監査結果をホームページ等を活用して広く分かりやすく公表するとともに、引き続き適正な監査を進める。				
年度計画	平成20年度から監査結果をホームページ等で公表する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

(3) 事務事業の見直し

No.	実施項目				推進担当課
23	事業仕分けの実施				行政経営課・政策課・財政課
実施目的	個々の事業の必要性や運営主体のあり方の明確化を図る。				
実施内容	個々の事業に関して必要性の有無や運営主体のあり方を判断していく「事業仕分け」について、判断基準や判断にあたって外部の視点を取り入れる手法の検討や行政評価制度の進展を踏まえた上で、実施を図る。仕分け結果については、予算編成等への反映を図る。				
数値目標	全予算事業を対象に実施を目指す。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
		検討	実施	予算等への反映	
				

No.	実施項目				推進担当課
24	スクラップアンドビルドの徹底				財政課・政策課・全課
実施目的	限られた財源、人員の中で新たな行政需要に対して行政サービスの向上を図る。				
実施内容	予算編成時等に各担当課にスクラップアンドビルドの徹底を図る。				
財源効果	新規事業を行う際に予算増を伴わない。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
25	職員提案制度の見直し				行政経営課
実施目的	行政需要や外部環境の変化等により一層柔軟に対応した施策展開を図るため、職員のアイデアの活用化を進める。				
実施内容	現行の職員提案制度を見直し、職員からの提案を実際の事務事業の改善や行政サービスの向上により一層反映させていく新たな仕組みを構築した上で、提案募集を実施する。				
数値目標	表彰された提案に関して、毎年度1件以上の施策化を目指す。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	制度構築	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
26	市政アドバイザー制度の導入				政策課・秘書広報課
実施目的	外部の提言を市政に取り入れることにより、市政の活性化を図る。				
実施内容	市を取り巻く社会経済情勢の変化が激しい状況において、市の様々な政策・施策等に対し、幅広い知識と経験を有するアドバイザー会議を設置し、助言・提言を得る。				
数値目標	市政アドバイザー会議を毎年度4回(平成19年度は3回)開催する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
27	生活保護事業の見直し				生活福祉課
実施目的	生活保護受給者等に対する自立支援の充実を図る。				
実施内容	生活保護受給者等に対する自立支援プログラムとその体制の充実・整備を推進し、生活保護の受給前の段階における自立支援や生活保護受給者の自立支援の充実を図るなど、生活保護事業の見直しを進める。				
数値目標	平成19年度に事業内容の見直し・事業の再構築について検討を行い、平成22年度までに生活保護受給者等の経済生活・日常生活・社会生活の自立を支援するためのプログラムを3プログラム以上設定し、実施を図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

4 財政基盤の強化

(1) 計画的な財政運営

No.	実施項目				推進担当課
28	中期的な財政見通しの策定				財政課
実施目的	市民サービスを安定的に提供するために、今後の財政の見通しを策定し、計画的な財政運営を行う。				
実施内容	毎年度定期的に作成している財政推計について、推計の方法や今後の見通しなど、市ホームページ等を利用して市民に公表していく。				
数値目標	翌年度以降3年間の財政の見通しについて公表する。				
財源効果	計画的な財政運営を行うことで支出を抑制することができる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
29	経常収支比率の改善				財政課
実施目的	財政構造の弾力性の確保を図る。				
実施内容	市税収入の増に努めるとともに、経常的経費の削減を図る。あわせて、後年度の公債費増加の要因となる臨時財政対策債の発行を抑制する。 (臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。当該年度では経常収支比率を下げる要因となるが、後年度では公債費負担となり、経常収支比率悪化の要因となる。)				
数値目標	平成22年度の経常収支比率は94.0%以下を目指す。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
30	実質公債費比率の改善				財政課
実施目的	財政構造の健全性の確保を図る。				
実施内容	公債費の減少を目標に、起債に頼らない身の丈にあった財政運営に努める。				
数値目標	平成 22 年度までに実質公債費比率を 10.0%以下とする。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
31	基金残高の確保				財政課
実施目的	安定的・計画的な財政運営を図る。				
実施内容	1 行政サービスを安定的に提供するため、財政調整基金の充実に努める。 2 施設の更新や借地をしている公共施設用地の取得に備えるため、公共施設整備基金の充実に努める。 3 市民公募債の一括償還に備えるため、減債基金の充実に努める。				
数値目標	平成 22 年度末における基金残高の目標額を以下のとおりとする。				
	1 財政調整基金	30 億円			
	2 公共施設整備基金	20 億円			
	3 減債基金	2 億 5,000 万円			
財源効果	1 財政調整基金の平成 18 年度末残高を維持する(平成 22 年度末残高)。 2 公共施設整備基金の残高を 4 億円増額する(平成 18 年度末比平成 22 年度末残高)。 3 減債基金の残高を 2 億円増額する(平成 18 年度末比平成 22 年度末残高)。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
32	債務総額の抑制				財政課
実施目的	後年度の公債費負担の軽減を図る。				
実施内容	中・長期的な財政状況を見通しながら、投資的経費の削減により新たな市債の発行を極力抑制する。				
数値目標	平成22年度末における債務総額の残高を302億円以内にする。(平成18年度末残高見込417億円)				
財源効果	債務総額の残高が115億円減少する(平成18年度末比平成22年度末残高) 債務総額に対する利子残高が18億円減少する(平成18年度末比平成22年度末残高)				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

(2) 自主財源の確保

No.	実施項目				推進担当課
33	市内産業の育成				産業振興課
実施目的	市内産業の育成を図ることにより、地域における新たな起業ニーズに応えるとともに、法人税の確保にもつなげていく。				
実施内容	創業支援制度の充実化を図るとともに、コミュニティビジネス向けの融資制度を創設することなどにより、市内における起業支援策を充実させていく。				
数値目標	創業融資件数を毎年度10件以上にする。				
財源効果	所得向上や法人税の確保等につながる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	実施	実施	
				

No.	実施項目		推進担当課	
34	市税・国民健康保険税の収納率向上対策の実施		収納課	
実施目的	市税及び国民健康保険税の収納率を向上させ、収入を確保する。			
実施内容	年度ごとに目標収納率を設定し、目標達成のため小平市税収納基本方針及び小平市税収納率向上対策を策定した上で、対策の実施を図る。			
数値目標	市税 現年 99.0%、滞繰 20.0%、合計 94.5% (平成 19 年度) 国民健康保険税 現年 92.0%、滞繰 17.0%、合計 73.0% (平成 19 年度) (平成 17 年度決算 市税 現年 98.7%、滞繰 18.6%、合計 93.7%) (平成 17 年度決算 国民健康保険税 現年 91.2%、滞繰 15.7%、合計 72.3%)			
財源効果	市税 1 億 1 千万円の増収 国民健康保険税 6 千万円の増収 (平成 19 年度) (平成 17 年度決算収納率比平成 19 年度目標収納率による算出額)			
年度計画	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
	実施	実施	実施	実施

No.	実施項目		推進担当課	
34-2	介護保険料の収納率向上対策の実施		介護福祉課	
実施目的	普通徴収の現年度分・滞納繰越分の収納率を向上させ、収入の確保を図る。			
実施内容	1 滞納者への訪問催告を行う。 2 電話により口座振替の勧奨を行い、口座振替の利用率向上を図る。 3 電話催告を定期的に集中して行う。			
数値目標	介護保険料 現年 98.6%、滞繰 24.0%、合計 96.7% (平成 19 年度) (平成 17 年度決算 現年 98.3%、滞繰 21.8%、合計 96.3%)			
財源効果	介護保険料 190 万円の増収 (平成 19 年度) (平成 17 年度決算収納率比平成 19 年度目標収納率による算出額)			
年度計画	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
	実施	実施	実施	実施

No.	実施項目				推進担当課
35	受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）				財政課・各所管課
実施目的	受益者負担の原則を明確にすることにより、適正な負担をめざす。				
実施内容	使用料・手数料について、市民など外部の意見も取り入れて、原価計算と受益者負担割合に基づく定期的な見直しを行うとともに、減免基準の統一化を図る。				
数値目標	平成 19 年度中に原則全使用料・手数料の見直しを行う。平成 20 年度初めまでに関係条例の改正を行い、市民への周知期間を経て平成 20 年度中に施行する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討・実施	実施	実施	
.....	

No.	実施項目				推進担当課
35-2	無料自転車駐車場の有料化				交通対策課
実施目的	受益者負担の適正化を図る。				
実施内容	市営の無料自転車駐車場について、受益者負担の原則に基づき、有料自転車駐車場化を図り、駐車場使用料でその運営費を補填し、管理の充実を図る。				
財源効果	有料化により、駐車場使用料で自転車駐車場の管理費用を確保することができる。				
年度計画	平成 19 年度に有料化の検討を行う。 平成 20 年度に関係条例を改正し、平成 21 年度中に施行する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
.....	

No.	実施項目		推進担当課	
35-3	放置自転車撤去保管料の見直し		交通対策課	
実施目的	受益者負担の適正化を図る。			
実施内容	現行の撤去保管料は自転車 1,000 円、原動機付自動車 2,000 円となっているが、撤去全体にかかる経費は 4,000 円程度であることから、受益者負担の原則に基づき撤去保管料の見直しを行う。			
財源効果	撤去保管料の引き上げにより、撤去保管に係る財源を確保することができる。			
年度計画	平成 19 年度中に撤去保管料の見直しを行う。 平成 20 年度中に関係条例の改正を行い施行する。			
	19年度	20年度	21年度	22年度
	検討	検討・実施	実施	実施

No.	実施項目		推進担当課	
36	広告収入の確保		財政課・政策課	
実施目的	財政基盤の強化を図り、市の新たな自主財源を確保する。			
実施内容	広報印刷物や公共施設など、市のあらゆる資産を広告媒体として有効活用し、広告料収入を得る。			
数値目標	毎年度 300 万円以上の広告料収入を確保する。			
財源効果	平成 22 年度までに 1,200 万円以上の広告料収入を確保する(累計)。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	検討	検討	検討	
	実施	実施	実施	実施

No.	実施項目		推進担当課	
37	財産の有効活用の促進		契約管財課	
実施目的	自主財源の確保を図る。			
実施内容	公有財産全般について、対象を適切に把握し一元的に管理するとともに、将来に向けて活用計画のない財産については、売払い及び貸付を促進する。			
数値目標	毎年度の売却件数を3件及び貸付件数を6件とする。			
財源効果	毎年度1千万円の売却代金及び貸付料が確保できる。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施	実施	実施	実施

No.	実施項目		推進担当課	
37-2	廃道敷地の売却		みちづくり課	
実施目的	自主財源の確保及び行政財産管理の合理化の促進を図る。			
実施内容	里道のうち、道路として利用が見込めない敷地の売却を進め、財産活用を図る。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	実施	実施
			

No.	実施項目				推進担当課
37-3	廃滅用水路の売却				水と緑と公園課
実施目的	自主財源の確保及び行政財産管理の合理化の促進を図る。				
実施内容	用水路活用計画で保留となっている廃滅用水路及び活用区分の見直しにより活用見込みのないとされた用水路の売却を進め、財産活用を図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
38	法定外税の活用可能性の研究				政策課・財政課・税務課
実施目的	自主財源の確保を図る。				
実施内容	税の公平・中立を確保しつつ、小平市独自の課税客体とその徴税コストの状況を見ながら、法定外税の活用可能性を研究していく。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	研究	研究	研究	研究結果の報告	

(3) 歳出削減策の実施

No .	実 施 項 目				推進担当課
39	事業経費の削減				財政課・全課
実施目的	限られた財源を有効に活用するため、全ての事業を対象として事業経費の削減を図る。				
実施内容	1 予算編成時等に各担当課に事務経費削減の徹底を周知する。 2 予算編成方法の見直しとあわせて、経費削減を新規事業分に充てるなど経費削減に対するインセンティブ(動機付け)を付与する仕組みを検討する。				
数値目標	平成 19 年度に経常的経費を前年度比 3%削減する。 平成 20 年度以降も毎年度経常的経費の削減目標を設定する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	周知の徹底				
	動機付け付与の 仕組みづくり				

No .	実 施 項 目				推進担当課
39 - 2	道路舗装事業経費の削減				みちづくり課
実施目的	市道の舗装構造を、交通実態に即した構造にすることにより経費の削減を図る。				
実施内容	既存道路は、整備当時とは交通形態が変化している路線もあるため、道路改修に際しては道路断面の強度の測定試験を行い、交通量等に応じた舗装構造にすることにより、工事費の削減を図る。				
数値目標	市道 860 路線のうち、5%程度の見直しを目指す。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
39-3	自転車駐車場の機械化による経費の削減				交通対策課
実施目的	自転車駐車場の運営経費の削減を図る。				
実施内容	市営自転車駐車場の機械化し、24時間対応可能な自転車駐車場を実現することにより、利用者のサービス向上を図るとともに、運営経費を削減する。				
財源効果	機械化により、駐車場運営でもっとも負担の大きい、管理人の人件費を削減することができる。また24時間対応が可能となり、夜間にも使用料を徴収することができる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
39-4	用品指定品目の見直しによる事業経費の削減				会計課
実施目的	購入単価の節減を図る。				
実施内容	再生紙を用品指定品目から外し、再生紙の購入に際しては、文房具販売業者のみではなく用紙販売業者も含めて競争を行うなど、用品指定品目の見直しを進めていく。				
財源効果	平成19年度以降、約190万円の経費節減が見込まれる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
40	補助金の見直し				財政課
実施目的	社会情勢の変化、行政需要の多様化に伴い存在意義の薄れた補助金を見直すことにより、歳出の抑制と財源の有効活用を図る。				
実施内容	毎年度予算編成時に補助金の見直しを行っていくことはもとより、補助金等検討委員会にて、各補助金の必要性について精査し、全般的に見直しを図る。また、市民の視点を取り入れる手法についても検討する。				
数値目標	全補助金を対象に見直しを図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
40-2	中学校課外クラブ活動費補助金の見直し				指導課
実施目的	より適切で効果的な支援方法により、中学校部活動の充実・振興を図る。				
実施内容	中学校課外クラブ活動費補助金制度を廃止し、外部指導員の増員、部活動に係る消耗品の経費に充てる。				
数値目標	中学校課外クラブ活動費補助金を全廃する。				
財源効果	平成19年度以降、約340万円の支出が削減される。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	継続	継続	継続	

No.	実施項目				推進担当課
41	予算編成方式の見直し				財政課
実施目的	予算編成過程の透明化を図るとともに、限られた財源を有効に活用する。				
実施内容	部別財源枠配当方式による予算編成に関して研究・検討を進める。この中で、行政評価結果の予算編成への反映や、予算節減に対するインセンティブ(動機付け)を付与する仕組み、予算編成過程の透明化を図るための情報公開の方法等について検討を行う。				
年度計画	平成 20 年度末までに予算編成方式見直しについて検討を行い、結果をまとめる。 平成 21 年度における平成 22 年度の予算編成時において、施策評価を反映させる方式を試行する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	検討	検討	
			試行

(4) 公会計のあり方の見直し

No.	実施項目				推進担当課
42	財務諸表を用いた財政分析の実施				財政課
実施目的	財務諸表から市の財政状況を分析し、財政運営に活かすとともに分かりやすく市民に公表することにより説明責任を果たす。				
実施内容	現在作成しているバランスシート等から市の課題を抽出し、その対応策を示していく。また、バランスシート等については、市民によりわかりやすくするための工夫を進める。				
年度計画	平成 19 年度からバランスシート等の概要版を作成し、市民に公表する。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	検討	検討	
			実施

No.	実施項目				推進担当課
43	官庁会計への企業会計手法導入の研究				財政課・会計課
実施目的	資産情報やコスト情報を迅速かつ正確に把握することで、マネジメント(運営管理)能力の向上を図り、円滑な財政運営を行うとともに説明責任を果たす。				
実施内容	市長会附属協議会でされる公会計制度の研究の状況をみながら、複式簿記・発生主義会計についての研究を進める。また、あわせて、複式簿記・発生主義会計のデータを取り込む財務会計システムについて研究する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	研究	研究	研究	研究結果の報告	
.....					

(5) 契約制度の見直し

No.	実施項目				推進担当課
44	契約制度の見直し				契約管財課
実施目的	契約の透明性、競争性、公正性の向上及び品質の確保を図る。				
実施内容	競争性をより一層高めるため、一般競争入札の対象拡大を含め広く契約方法に関する検討を行うとともに、電子調達サービスのより一層の活用等により契約の透明性及び公正性の向上を図る。 また、工事請負に係る品質の確保を促進するため、総合評価方式等の手法について検討を行う。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
		検討後必要に応じ 逐次実施			
.....					

(6) 土地開発公社の経営改善

No .	実 施 項 目			推進担当課
4 5	土地開発公社の経営改善			契約管財課
実施目的	土地開発公社のより一層の経営改善を推進することにより、市の財政負担の削減を図る。			
実施内容	公社所有地の縮減を進めるとともに、長期保有土地を削減することにより、債務を減少させる。また、先行取得に際して買取り期間を設定することなどにより、長期保有土地の発生を防ぐ。			
数値目標	平成 22 年度末までに長期保有土地にかかる債務総額を平成 18 年度末比 55% 以上削減し、5 億 2 千万円以下とする。 (平成 18 年度末の長期保有土地にかかる債務総額 11 億 4280 万円)			
財源効果	平成 18 年度末比平成 22 年度末の長期保有土地にかかる債務総額が 6 億 2 千万円以上削減される。 長期保有土地にかかる債務総額に対する利子負担が累計 150 万円程度削減される。(平成 18 年度末見込み)			
年度計画	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度
	実施	実施	実施	実施

(7) 外郭団体等の経営改善

No .	実 施 項 目				推進担当課
4 6	小平市文化振興財団の経営の見直し				地域文化課
実施目的	環境変化に対応した効果的かつ効率的な経営の実現を図る。				
実施内容	市民文化会館の指定管理者導入等の環境変化を踏まえ、市民サービスの向上や組織体制の見直し等による効果的かつ効率的な経営の実現を促していく。				
年度計画	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	
	検討				
	実施	実施	実施	実施	

No .	実 施 項 目				推進担当課
4 6 - 2	小平市社会福祉協議会の経営改善の要請				高齢者福祉課
実施目的	団体を取り巻く環境の変化に対応した効果的かつ効率的な運営の確保を図る。				
実施内容	社会福祉法人小平市社会福祉協議会の経営状況等を分析・検証する評価方法を再構築し、評価結果を活用することなどにより、社会福祉の専門性を活かした効果的かつ効率的な団体運営を促していく。				
年度計画	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	
	検討	実施	実施	実施	

No.	実施項目				推進担当課
46-3	(社)小平市シルバー人材センターの経営改善の要請				高齢者福祉課
実施目的	団体を取り巻く環境の変化に対応した効果的かつ効率的な運営の確保を図る。				
実施内容	社団法人小平市シルバー人材センターの経営状況を分析・検証する評価方法を再構築し、評価結果を活用することなどにより、効果的かつ効率的な団体運営を促していく。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

5 執行体制の再構築

(1) 人事給与制度の見直し

No.	実施項目				推進担当課
47	手当等の見直し				職員課
実施目的	手当や出張旅費制度の適正化を図る。				
実施内容	特殊勤務手当や住居手当等の手当制度や出張旅費制度について、社会情勢等を踏まえて見直しを図っていく。				
財源効果	平成20年度以降住居手当が約1,700万円(平成19年度は約850万円)削減される。毎年度滞納整理手当及び福祉事務手当の合計額が平成17年度決算比約70万円削減される。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
48	人事考課制度の見直し				職員課
実施目的	職員の士気及び能力の向上等を図ることにより、人材育成と市民サービスの向上等を図る。				
実施内容	職員の目標管理を組み込んだ新たな人事考課制度を構築し、勤務実績等を人事給与に反映させる新たな制度の導入を図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
49	人材育成基本方針の見直し				職員課
実施目的	より時代に適合した人材育成の推進を図る。				
実施内容	現行の人材育成基本方針について見直しを行う。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
50	研修・人材育成策の見直し				職員課
実施目的	少数精鋭で市民満足度の高いサービスを提供できるよう、職員一人ひとりの能力及び意識の向上を図る。				
実施内容	少数精鋭で市民満足度の高いサービスを提供していくためには、職員が政策形成能力を始めとする様々な能力を向上させるとともに、市民等との協働に関する意識を高めていくことが必要であるため、実務を通じた人材育成策や研修内容を充実させることなどにより、さらなる能力開発・意識向上を図っていく。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
51	民間経験者の採用				職員課
実施目的	民間企業等の経験者を採用することにより、民間企業等でのノウハウや効率的視点等を行政分野で活用する。				
実施内容	民間企業等経験者の採用を実施する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

(2) 組織体制の見直し

No.	実施項目				推進担当課
52	定員の適正管理				行政経営課
実施目的	適切な定員管理を行い簡素で効率的な組織を構築する。				
実施内容	新たな行政需要の発生や事務事業の変化への確に対応しながら、業務の見直しや再任用職員の活用などを図るなかで計画的な定員管理を行う。				
数値目標	平成22年4月1日までに定員で概ね914人体制とする。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	実施	実施	実施	実施	

No.	実施項目			推進担当課
53	庁内分権化の推進			行政経営課・政策課 財政課・職員課・全課
実施目的	各部局に事業目的達成のための責任と権限を配分することにより、迅速かつ柔軟で効率的な事業執行を図る。			
実施内容	目標管理制度や行政評価制度の推進にあわせ、権限を各部局に委譲する庁内分権化について、庁内横断的に検討を進め、方針を策定する。			
数値目標	全部局を対象に庁内分権化を検討する。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	検討	検討	検討	方針決定
			

(3) 公共施設のマネジメント

No .	実 施 項 目				推進担当課
5 4	施設の総合的計画管理体制の構築				たてもの整備課・行政経営課 政策課・財政課・環境保全課 各施設所管課
実施目的	施設の適正な維持管理や施設にかかる生涯費用の削減等を図る。				
実施内容	財政状況や施設のあり方などの視点も踏まえ、施設の適正な維持管理や施設にかかる生涯費用の削減等を図るため、庁内横断的な組織を設置し、施設情報の一元化等による情報や認識の共有化や施設整備・保全・補修に関する意思決定の明確化を図る。その上で、維持管理経費の最適化や施設の長寿命化等に関する検討を進め、方針を策定する。				
年度計画	平成 21 年度までに方針を策定する。				
	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	
	組織の設置				
	方針の検討	方針の検討	方針の策定	方針の実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
55	施設の有効活用の推進				行政経営課・政策課・財政課 各所管課
実施目的	施設利用の利便性向上や公有財産の積極的活用により地域資源である施設の有効活用を図る。				
実施内容	1 施設の利用制限の緩和や利用手続の利便性向上等に関する検討を進め、施設の有効活用に係る方針を定める。 2 各施設においては、方針に基づきより一層の有効活用を図る。				
数値目標	策定する方針に基づき、毎年度1件以上の有効活用の取組を図る。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	方針策定				
	取組検討	取組実施	取組実施	取組実施	

No.	実施項目				推進担当課
55-2	ふれあい下水道館の有効活用				下水道課
実施目的	外部団体に特別展示室を提供し市民の水環境に対する意識の向上を図る。				
実施内容	東京都下水道局、(社)日本下水道協会等に水環境に関する展示物やイベント等を呼びかけ特別展示室を有効に活用する。				
数値目標	毎年度来館者数2万人以上を目指す。(平成17年度 1万9,450人)				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	

No.	実施項目			推進担当課
56	施設のあり方の検討			政策課・行政経営課 各所管課
実施目的	市財政全体の中で大きな比重を占めている公共施設を需要の変化や社会環境の変化に対応したものとする。			
実施内容	作成された施設白書をもとに施設の現状・実態を把握するとともに、公共施設評価の実施により施設を客観的に分析する。それらの結果を市民に明らかにしながら、今後の施設のあり方について検討し、今後の考え方をまとめる。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	検討	検討	まとめ	
			

(4) 行政サービス提供主体の見直し

No.	実施項目				推進担当課
57	外部委託化の推進				行政経営課・各所管課
実施目的	行政サービスの質の向上及び経費の削減を図る。				
実施内容	外部委託化により行政サービスの質の向上や経費の削減が可能となる業務等について、外部委託化を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計業務 ○ 建設事業所業務 ○ 清掃事務所業務 ○ 自動電話催告業務 ○ その他外部委託化により行政サービスの質の向上や経費の削減が可能となる業務 				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	

No.	実施項目				推進担当課
58	公立保育園の運営のあり方の検討				保育課
実施目的	保育園サービスの効率性の向上と質の充実を図る。				
実施内容	公立保育園の運営について、広く検討を行い、方針を決定する。				
数値目標	平成22年度に今後の運営のあり方に関する方針を決定する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	検討	検討	方針決定	
				

No.	実施項目				推進担当課
58-2	小学校給食のあり方の検討				学務課
実施目的	小学校の給食サービスの効率性の向上と質の充実を図る。				
実施内容	小学校給食のあり方について、関連部署等による検討委員会を立ち上げ、現状の問題点及び課題を整理し、方針を決定する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
		検討	検討	方針決定	
				

No.	実施項目				推進担当課
59	指定管理者制度の導入				政策課・各所管課
実施目的	公の施設の更なるサービスの向上を図る。				
実施内容	指定管理者制度への移行にかかる方針を掲げた上で、指定管理者制度に移行する施設と制度導入を検討する施設に分類し、該当する所管課において実施あるいは検討を行う。				
財源効果	直営業務等の見直しによりサービス向上による施設利用者の増加や経費削減効果が期待できる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	方針策定				
		検討	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
60	市場化テストの実施の検討				行政経営課・各所管課
実施目的	民間のノウハウを活用することにより、行政サービスの質の向上や経費削減を図る。				
実施内容	市場化テストの有効性について検討を行うとともに、市場化テストの考え方にに基づき、多様な主体が行政サービスを担う機会を確保することについて検討を行い、当面の考え方をまとめる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	まとめ			
				

No.	実施項目				推進担当課
60-2	窓口業務の官民競争化の検討				市民課
実施目的	窓口サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る。				
実施内容	公共サービス改革法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)に基づき、市民課及び出張所における窓口業務の官民競争化について、国や他市の動向を見守りながら検討し、当面の考え方をまとめる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	まとめ			
				

No.	実施項目				推進担当課
61	モニタリング（継続監視）の仕組みの検討				行政経営課・政策課 各所管課
実施目的	アウトソーシング(外部委託等)における適切な事業執行を確保する。				
実施内容	アウトソーシング(外部委託等)の手法や事業の特性を踏まえた上で、効果的なモニタリング(継続監視)の仕組みを検討、整理する。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	まとめ	実施	実施	
				

(5) 電子市役所の推進

No.	実施項目				推進担当課
62	電子市役所の推進				情報システム課・各所管課
実施目的	申請、届出等の手続きを電子化し、市民がインターネットを用いて24時間自宅から手続きを行うことを可能とすることにより、利便性の向上を図る。				
実施内容	<p>1 電子的な申請・届出は、平成16年度から運用を開始している東京電子自治体共同運営協議会のシステム上で実現を図る。 同協議会の運用実績から、他団体で利用実績の多い申請・届出については、市の情報通信基盤のみを利用した方式を採るなど、柔軟に対応しつつ推進を図る。</p> <p>2 平成18年度に稼動する施設予約システムについて、利用者による評価が把握可能な機能を組み込むことを検討する。</p>				
数値目標	<p>1 平成20年度から、毎年度5手続き程度の電子化を目標とする。</p> <p>2 平成20年度中に、施設予約システムに施設利用者の評価を把握する機能を追加する。</p>				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	実施	実施	実施	
				

No.	実施項目				推進担当課
62-2	公金支払い手続の電子化等の推進				会計課・収納課 情報システム課・各所管課
実施目的	公金のインターネット決済、コンビニエンスストアでの納付手続、クレジット納付手続の制度化により、利便性の向上を図る。				
実施内容	インターネット決済、コンビニエンスストアでの納付手続、クレジット納付手続の制度化については、公金を含めた社会全体の決済基盤の情勢、市民ニーズの把握、費用対効果の検証等を踏まえながら、実施に向けた検討を行う。				
年度計画	コンビニエンスストアでの納付手続については、平成21年度以降の実施を目指す。				
	19年度	20年度	21年度	22年度	
	(コンビニエンスストアでの納付手続) 検討	検討	実施	実施	
	(インターネット決済・クレジット納付手続) 検討	検討	検討	検討	

No.	実施項目				推進担当課
62-3	地方税ポータルシステム（エルタックス）の活用				税務課
実施目的	市税関係手続の利便性向上を図る。				
実施内容	全国の自治体が共同で運営する地方税の電子申告システム「エルタックス」を活用した個人住民税（特別徴収）・法人住民税・固定資産税（償却資産）の申告の電子申告サービスの実施について、他市と共同研究を行うなど検討を進め、今後の考え方をまとめる。				
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度	
	検討	まとめ			

No.	実施項目		推進担当課	
63	内部情報システムの検討		情報システム課・各所管課	
実施目的	文書管理、経理、出退勤管理等の内部事務について、情報通信技術(IT)を活用した事務改革・改善を図り、業務執行を効率化する。			
実施内容	<p>1 文書管理、経理、出退勤管理等の庶務的な内部事務については、「決裁」の電子化(「電子決裁基盤」)が事務改革・改善の前提となるため、電子決済基盤を活用したシステムの構築を検討する。検討にあたっては、財政状況や費用対効果を踏まえるとともに、庁内横断的な組織を立ち上げ、対象事務の選定とその順位付け等を行うなど、今後の考え方をまとめる。</p> <p>2 蓄積された情報を整理、活用する際は地図の活用が有効であるため、地図情報システム(GIS)の導入や活用について、組織横断的な視点から研究する。</p>			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	(内部事務に関するシステム構築) 事前調査、検討	組織の立ち上げ まとめ		
	(GISの導入・活用) 研究	研究	研究	研究結果の報告

No.	実施項目		推進担当課	
63-2	住民情報システムの再構築		情報システム課・各所管課	
実施目的	住民記録、課税、収納、国民健康保険等の業務の効率化を図るとともに、これらの業務に係る住民情報システムの維持運営費の削減を図る。			
実施内容	住民記録、課税、収納、国民健康保険を主要業務とする住民情報システムを、新たなパッケージシステムで一括更新する。 システムの更新は大規模なシステム変更作業となり、関連部署も多岐に渡るため、庁内横断的な推進組織を立ち上げた上で、業務の効率化やシステムの導入・維持管理経費の削減に向け、多様な方策を検討する。			
年度計画	平成 19～20 年度:実施計画を策定し、推進組織を立ち上げる。 平成 21～22 年度:システムを更新する。			
	19年度	20年度	21年度	22年度
	検討	検討	実施	実施
.....			

No.	実施項目		推進担当課	
63-3	家屋評価計算システムの変更		税務課	
実施目的	家屋評価業務の効率化を図る。			
実施内容	従来のシステムを、大規模マンションや複雑な形状の家屋の評価に対応し、評価替えや税改正に伴うシステム変更も容易なシステムに変更する。			
数値目標	評価替え・税法改正に伴う事務の円滑化・軽減、家屋評価業務時間の短縮により係全体の時間外勤務時間を2割(350時間)削減する。			
財源効果	時間外勤務手当約90万円が削減される。			
年度計画	19年度	20年度	21年度	22年度
	実施	実施	実施	実施

(6) 広域連携の推進

No .	実 施 項 目				推進担当課
6 4	近隣市及び特定分野における広域連携の推進				政策課・各主管課
実施目的	市域を越えた行政課題への効果的かつ効率的な対応を図る。				
実施内容	多摩北部都市広域行政圏協議会や立川サミット(広域連携推進協議会)での広域連携のさらなる推進を図るとともに、近隣市などとの連携の可能性等を検討し実施する。				
年度計画	近隣市との連携については平成 21 年度までに具体的な実施を目指す。				
	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	
	(広域・立川サミット) 実施	実施	実施	実施	
	(近隣市などとの連携) 検討	検討	実施	実施	
.....					

No .	実 施 項 目				推進担当課
6 4 - 2	滞納整理事務の広域連携の研究				収納課
実施目的	滞納整理事務の効果的かつ効率的な執行を図る。				
実施内容	東京都市税務事務協議会の特設研究会を利用し、滞納整理事務の広域連携(一部事務組合等)について研究し、実施に向けた働きかけを行う。				
年度計画	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	
	研究	研究	研究	研究結果の報告	
.....					

No .	実 施 項 目			推進担当課
64 - 3	下水道維持管理の広域化・共同化			下水道課
実施目的	下水道維持管理の広域化・共同化により、コスト縮減や行政サ - ビスの向上を図る。			
実施内容	管きょ等の効果的かつ効率的な維持管理を行うため、下水道維持管理の広域化・共同化を図った上で、外部委託化を行うことを検討する。			
年度計画	平成 22 年度の実施に向け準備を進める。			
	19年度	20年度	21年度	22年度
	検討	検討	検討	実施

附属資料

1 小平市行財政再構築プラン策定までの検討経過

策定方針

平成17年 6月	「(仮称)小平市行政経営プラン」策定方針の策定
----------	-------------------------

経営改革市民会議

平成17年 9月28日～ 平成18年 3月14日まで	「小平市経営改革市民会議」の開催(計7回)
-------------------------------	-----------------------

職員アンケート

平成18年 1月31日～ 平成18年 2月14日まで	「小平市の行財政再構築を進めるための職員アンケート」の実施
-------------------------------	-------------------------------

行財政再構築方針検討委員会

平成18年 5月1日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」の設置
平成18年 6月30日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」第1回 ・会議の運営事項、市の行財政改革の取組と今後の課題等について
平成18年 7月19日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」第2回 ・地域協働等について
平成18年 7月28日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」第3回 ・積極的な情報発信、双方向のコミュニケーション、PDCAサイクルの構築について
平成18年 8月10日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」第4回 ・公共施設のマネジメント、行政サービスの民間開放について
平成18年 8月21日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」第5回 ・執行体制の再構築について
平成18年 9月22日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」第6回 ・財政基盤の強化について
平成18年 10月3日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」第7回 ・行財政再構築方針(検討報告)のまとめについて
平成18年 10月18日	「小平市行財政再構築方針検討委員会」第8回 ・行財政再構築方針(検討報告)のまとめについて
平成18年 10月24日	「小平市行財政再構築方針(検討報告)」の市長への提出

行財政改革推進本部

平成18年 6月12日	「小平市行財政改革推進本部」の開催 ・小平市行財政再構築方針検討委員会の設置及び委員の決定について
平成18年 9月28日	「小平市行財政改革推進本部」の開催 ・小平市行財政再構築方針(検討報告案)等について
平成18年 11月1日	「小平市行財政改革推進本部」の開催 ・小平市行財政再構築方針(検討報告)の報告、小平市改革推進プログラムの実施項目の提出依頼等について
平成18年 12月4日	「小平市行財政改革推進本部」の開催 ・小平市改革推進プログラムの実施項目(案)の報告等について
平成18年 12月20日	「小平市行財政改革推進本部」の開催 ・「小平市行財政再構築プラン(素案)」等について
平成19年 1月17日	「小平市行財政改革推進本部」の開催 ・「小平市行財政再構築プラン(素案)」等について
平成19年 2月14日	行財政改革推進本部の開催 ・「小平市改革推進プログラム」等について
平成19年 2月23日	行財政改革推進本部の開催 ・「小平市行財政再構築プラン(素案)」のパブリックコメントについて
平成19年 3月15日	行財政改革推進本部の開催 ・「小平市行財政再構築プラン(案)」等について

行財政再構築プラン(素案)の公表・パブリックコメントの実施

平成19年 1月20日	「小平市行財政再構築プラン(素案)」の公表
平成19年 1月20日～ 平成19年 2月19日まで	「小平市行財政再構築プラン(素案)」に対するパブリックコメントの実施

行財政再構築プランの公表

平成19年 3月20日	「小平市行財政再構築プラン」の公表
-------------	-------------------

2 小平市行財政再構築方針検討委員会設置要綱

小平市行財政再構築方針検討委員会設置要綱

平成18年 4月 1日 制定
登録番号 4 - 58

(設置)

第1 小平市の行財政再構築に向けた方針を策定するに当たり、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政運営のあり方について検討を行うために、小平市行財政再構築方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 小平市の行財政再構築の方向性に関すること。
- (2) 小平市の行財政再構築のための具体的方策に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3 委員会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員8人以内をもって構成する。

2 委員のうち4人以内は、一般公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6 委員会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8 委員会の設置期間は、平成18年5月1日から平成19年3月31日までとする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、企画政策部行政経営課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

3 小平市行財政再構築方針検討委員会委員名簿

	氏名	区分	
1	吉田 民雄	委員長	有識者(東海大学政治経済学部教授)
2	竹内 千寿恵	副委員長	公募市民
3	伊藤 安州	委員	公募市民
4	加藤 俊彦	委員	公募市民
5	亀山 典子	委員	有識者(株)日本総合研究所 主任研究員)
6	友岡 一郎	委員	有識者(株)公職研 月刊『地方自治職員研修』編集長)
7	仲澤 一美	委員	有識者(三光商事(株) 代表取締役)
8	福井 正徳	委員	公募市民

委員長、副委員長以外50音順。敬称略。平成18年10月現在